

ひたちなか市第3次環境基本計画 (案)

～暮らしと自然が共生し、
ゆとりと潤いのある
自立協働都市を目指して～

令和3年 月
ひたちなか市

目 次

第1章 ひたちなか市の概況	1
1 地理	1
2 人口の推移	2
3 気候	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1 世界、日本の環境問題に関する動き	4
2 本市の環境問題に関する動き	5
3 計画の性質と位置づけ	6
4 対象とする計画の範囲	7
5 計画の期間	7
第3章 計画の目標	8
1 目指す環境像	8
2 取り組みの視点（5つのアプローチ）	9
第4章 施策の展開 ～5つのアプローチに関する具体的な施策～	10
アプローチ1 次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然	10
アプローチ2 環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境	16
アプローチ3 気候変動に対応する持続可能な循環型社会	24
アプローチ4 健康で快適な毎日が過ごせる地域社会	34
アプローチ5 環境保全活動に参加できるまち	44
第5章 リーディングプロジェクト ～持続可能なまちづくりのための重点施策～	49
1 持続可能な社会づくり（気候変動対策の推進） （地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画を含む）	49
2 持続可能な社会づくり（河川環境対策の推進）	54
3 持続可能な社会づくり（環境を意識したライフスタイルの推進）	56
第6章 計画の推進	58
1 計画の推進体制	58
2 計画の進行管理	59
3 環境に関する調査・研究	60
4 財政的措置	60
5 各種計画との連携	60

第1章 ひたちなか市の概況

1 地理

本市は、東京から約110kmの距離にあり、茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約13km、南北約11kmで99.96km²の面積を有しています。西は常磐自動車の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約13kmの海岸線が続いています。市域は、太平洋に面し、那珂川下流域に位置する海拔7m前後の低地地区と、阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔30m前後の起伏の少ない平坦な台地地区とに分けられています。

低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっています。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行していますが、周辺は畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっています。



ひたちなか市の位置

表 地目別土地面積（平成31年1月1日現在）

単位：km²

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
99.96	9.29	19.49	30.11	6.48	0.65	18.17	15.77

資料：統計ひたちなか

2 人口の推移

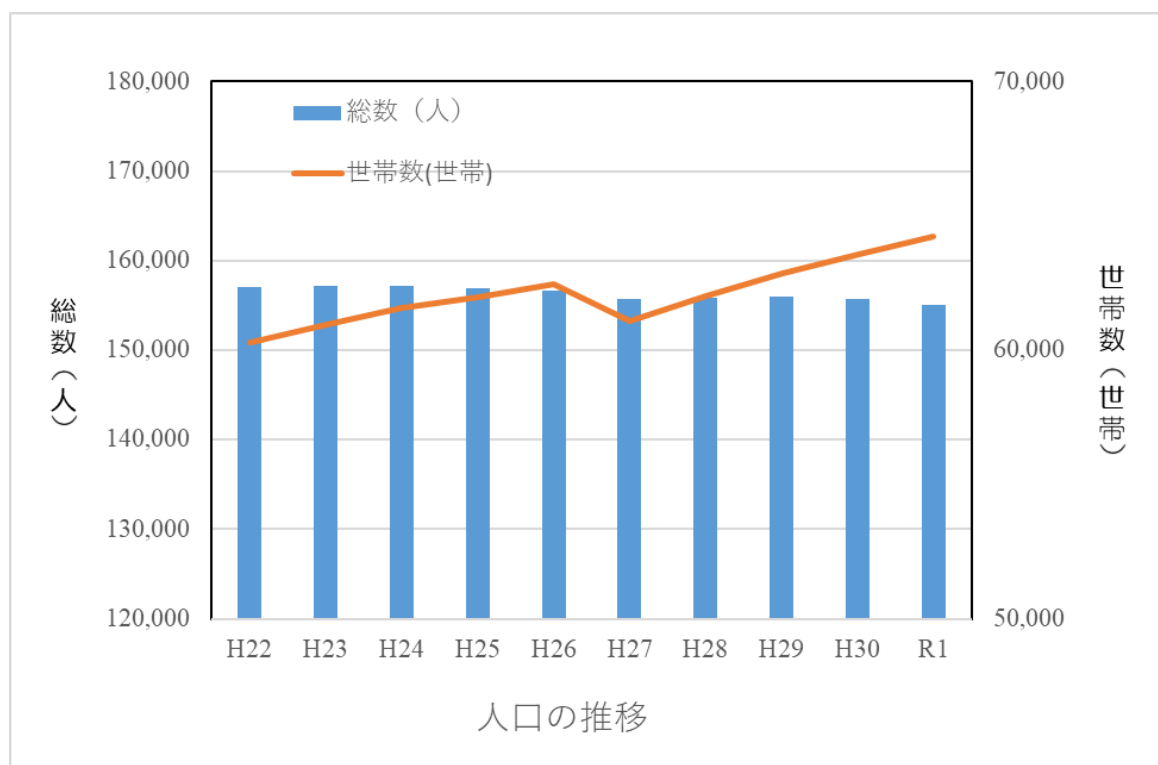
2019年（令和元年）10月1日現在の人口は、155,080人で、水戸市、つくば市、日立市に続く茨城県下4番目の規模の都市です。

区分	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人口
○ H22	157,060	79,046	78,014	60,268	2.6
H23	157,141	79,124	78,017	60,952	2.6
H24	157,153	79,163	77,990	61,580	2.6
H25	156,964	78,972	77,992	61,968	2.5
H26	156,704	78,792	77,912	62,441	2.5
○ H27	155,689	78,270	77,419	61,104	2.5
H28	155,884	78,514	77,370	62,025	2.5
H29	155,970	78,701	77,296	62,846	2.5
H30	155,681	78,636	77,045	63,584	2.4
R1	155,080	78,404	76,676	64,245	2.4

※ ○は国勢調査数値

(各年10月1日現在)

資料：統計ひたちなか



3 気候

気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で台風などによる自然災害も比較的少なく、過去10年間では、期間平均気温は14.6℃、最高気温は38.3℃、最低気温は-7.3℃、期間平均降水量は1,339.9mmでした。

区分	天候 (日)				気温 (℃)			風向・風速(m/s)			降水量 (mm)
	晴	雲	雨	雪	最高	最低	平均	最多 風向	平均 風速	10m以 上 (日)	
H22	202	127	32	4	36.3	-5.7	14.7	北北東	2.2	145	1535.0
H23	210	126	26	3	36.8	-6.0	14.3	北東	2.1	131	1378.5
H24	225	103	37	1	36.4	-6.1	14.1	北東	2.1	155	1394.5
H25	234	97	34	0	37.5	-5.8	14.5	北東	2.1	150	1244.0
H26	240	89	33	3	37.2	-6.7	14.4	北北西	2.0	122	1,483.0
H27	222	107	36	0	37.1	-4.7	14.9	北東	2.1	137	1,249.0
H28	212	121	32	1	37.7	-4.6	14.8	北東	2.1	146	1,371.5
H29	215	118	31	1	34.6	-5.5	14.2	北東	2.0	142	1,136.5
H30	216	119	18	2	38.3	-7.3	15.3	北東	2.0	139	1,178.0
R1	223	101	39	2	35.1	-4.7	14.9	北東	1.9	139	1,428.5
平均	222	111	32	2	-	-	14.6	-	2.1	141	1,339.9

資料：統計ひたちなか

第2章 計画の基本的な考え方

1 世界、日本の環境問題に関する動き

今日における世界的な環境問題としては、気候変動による異常気象、海洋プラスチックごみ汚染をはじめとした資源の不適正な管理、生物多様性の損失などが挙げられます。この環境問題は、私たちの日々の生活や経済活動に由来する温室効果ガスなどが原因の1つとされているため、日々の生活において一人ひとりが環境負荷に関して考え、行動することが求められています。

また、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、その中核をなす国際社会共通の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは環境・経済・社会の向上にかかる17の目標及び169のターゲットから構成される、途上国と先進国共通の持続可能な社会づくりを実現するための目標であり、それぞれの目標・ターゲットが相互に関係していて、複数の課題を統合的に解決することを求めています。こうした地球環境の危機をはじめとする問題に対処するため、国際社会として世界全体で協力して社会変革を図っていく必要があります。



参考：国際連合広報センターより「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」環境省

環境問題の中でも気候変動については、2015年にフランスのパリで開催された締約国会議（COP21）において、京都議定書以来となる2020年以降の温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。世界177カ国・地域が締結したパリ協定においては、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えることを世界共通の長期目標として掲げ、さらに1.5℃に抑える努力を継続することとしています。また、先進国だけでなく、途上国を含めたすべての国に対して、削減目標を作成し、目標達成に向けた国内対策を進めることを義務付けています。

日本では、2016年に「パリ協定」の批准承認案が可決され、地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を、2030年度に2013年度比で26%の水準にすることとしました。さらに気候変動適応計画を策定し、気候変動影響評価報告書において示された7つの分野「農業、森林・林業、水産業分野」、「水環境・水資源分野」、「自然生態系分野」、「自然災害・沿岸域分野」、「健康分野」、「産業・経済活動分野」、「国民生活・都市生活分野」における基本的な施策を示し、気候変動により引き起こされるであろう災害等を未然に防ぐ、もしくは被害を最小限に抑える対策を行っています。

2 本市の環境問題に関する動き

本市は、これまで県下有数の工業都市として発展してきましたが、これに起因した大気や水質などの環境の悪化が、1960年代から1970年代前半にかけて見られました。このため、茨城県公害防止条例による地域公害防止計画*に基づく施策を実施し、これらの克服に努めてきました。しかし、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済活動の定着に伴い、日常生活における環境負荷は増大し、都市・生活型公害*が顕在化してきました。また、地球規模の自然環境破壊などを背景として、自然環境保護意識が高まるなど、現在の環境問題は従来の事案対処型行政では対応できなくなってきています。また、本市海岸部においては、約1,200haに及ぶひたちなか地区の開発が進められています。この開発は、北関東地域の総合的な開発を先導する重要なプロジェクトであり、茨城県の北部地域開発の拠点として、中核国際港湾茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園の建設が進められているところです。

このような状況の中、本市においても多様な環境問題の解決と真の豊かさを目指し、2000年3月、環境保全に関する基本理念を掲げ、今後の環境政策の理念を明らかにした「ひたちなか市環境基本条例」を制定しました。

〈ひたちなか市環境基本条例で掲げる4つの基本理念〉

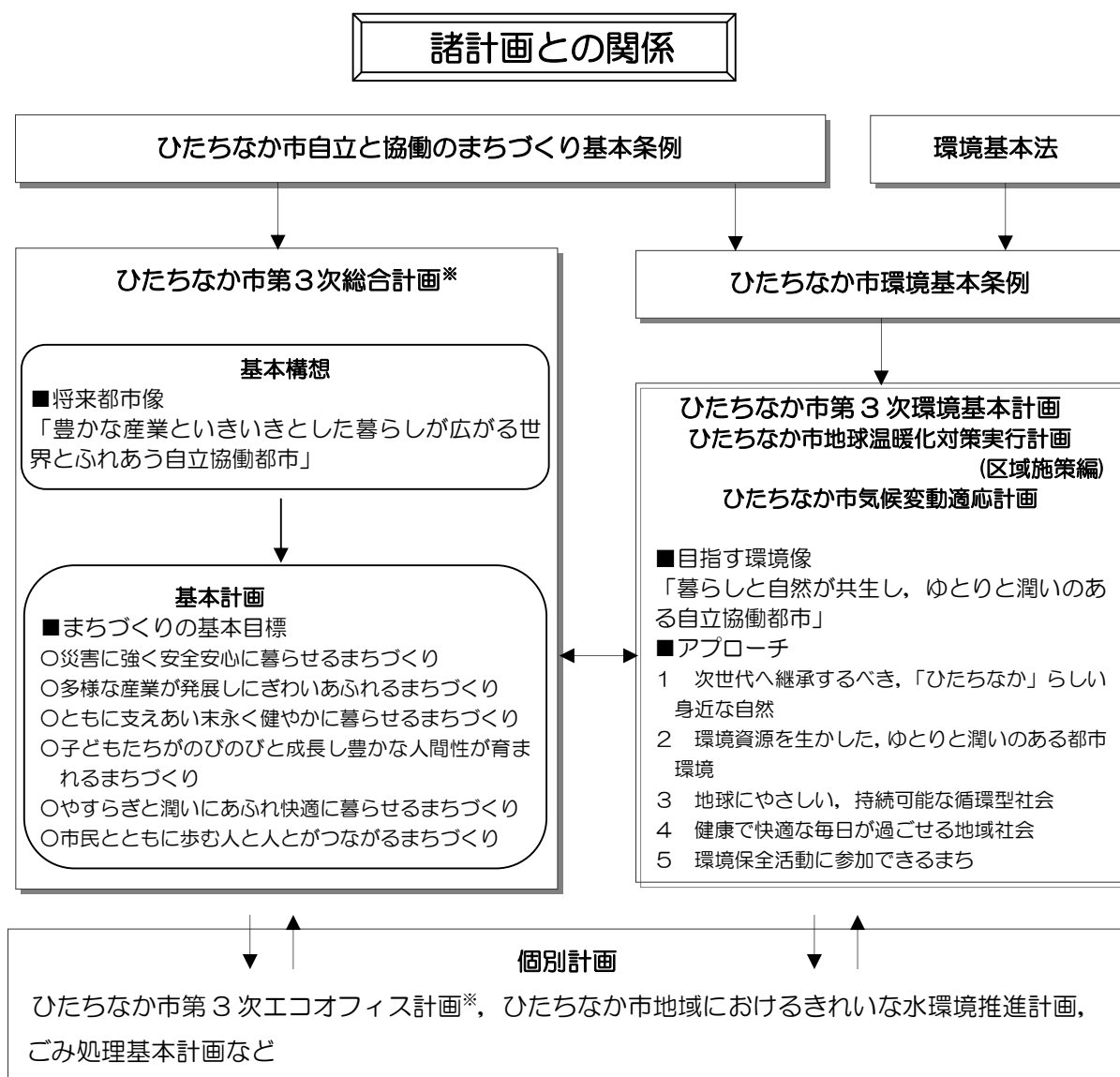
- 健全で豊かな環境のもたらす恵みの持続的な享受
- 各主体の協同による有限な環境資源の適正管理
- 地球規模の環境問題*に対する、市の施策による環境保全上の支障の未然防止
- 環境保全施策の科学的かつ総合的な実施

この環境基本条例で示された基本理念を受け、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに快適で住みよい環境づくりを進めるため、2002年3月に「ひたちなか市環境基本計画」を策定しました。2012年5月には「ひたちなか市第2次環境基本計画」を策定し、その中で環境学習の推進など、市民や事業者の環境に関する意識向上を図ってきたところです。今般、第2次環境基本計画の期間満了に伴い、本市において影響が避けられない世界的な環境問題に取り組むため、SDGsの考え方や気候変動問題を包括した「ひたちなか市第3次環境基本計画」を策定しました。

3 計画の性質と位置づけ

本計画は、2000年3月に制定された「ひたちなか市環境基本条例」第8条の規定に基づき策定される環境行政に関する総合的な計画であり、「ひたちなか市環境基本条例」の理念を施策として展開するための具体的方向性を示すものです。環境行政の基本理念、望ましい環境像と基本目標、施策の基本方向及びその他環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を示しています。あわせて、本市の施策の遂行にあたっての環境への配慮事項や、個別の計画策定における環境の保全等に関する方向性を明らかにするものです。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項の規定に基づき策定される「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づき策定される「地域気候変動適応計画」を本計画に統合した計画として位置づけます。



4 対象とする計画の範囲

本計画の対象は、ひたちなか市域全体とし、市が先頭に立ち、市民及び事業者と協働することにより、より効率的な計画の推進を図っていきます。また、本計画の対象分野は、「自然環境」、「都市環境」、「地球環境／循環型社会[※]」、「生活環境」及び「パートナーシップ」の5つの分野とします。さらに、関連する分野については、連携を強化しながら、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとしてします。

自然環境

地形・地質／河川・海岸／動物／植物／
身近な水辺・自然／ひたちなか地区の自然 など

都市環境

都市景観／公園・緑地／歴史的・文化的環境／
暮らしのマナー・モラル など

地球環境／循環型社会[※]

地球環境（地球温暖化[※]／オゾン層破壊[※]／酸性雨[※]等）／
資源・エネルギー／廃棄物／水資源・水循環／自動車交通など

生活環境

大気汚染／水質汚濁／騒音・振動／悪臭／土壌汚染／
地盤沈下／有害化学物質等[※]／環境放射線等[※] など

パートナーシップ

環境教育／環境学習／環境情報／環境保全活動 など

5 計画の期間

計画の期間は2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

ただし、「ひたちなか市第3次総合計画[※]」との整合性を図るため、また個別施策の展開にあたって計画を円滑に推進するため、施策等については2025年度（令和7年度）を中間目標とし、見直しを行います。

また、計画で考慮されていない新たな問題の発生や、市民の環境に対する認識・ニーズの変化、環境に関する情勢の変化に対しても柔軟に対応します。

計 画	年度									
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
市第3次総合計画 [※] 後期基本計画	◎									
市第3次環境基本計画					☆					◎

◎：目標年度 ☆：中間目標（見直し）

第3章 計画の基本的な方針

1 目指す環境像

本計画の目指す環境像は、次のとおりとします。

暮らしと自然が共生し、ゆとりと潤いのある自立協働都市

■ 暮らしと自然が共生……とは

本市は、身近で豊かな自然に囲まれ、多くの人々がそこで暮らすとともに、工業・水産都市として活発な産業活動が行われています。

今後は、地球環境にやさしい循環を基調としたライフスタイルやワークスタイルの浸透を図るとともに、暮らしと産業と自然の共生する都市を目指します。

■ ゆとりと潤いのある自立協働都市……とは

本市は、市民憲章やコミュニティ活動を通じた市民ぐるみの緑化運動などを実施し、ゆとりや潤い、快適さを実感できる花と緑に包まれた都市づくりを目指しています。また、本市は、全国から多様な人材が集り、活発に市民間の交流が行われています。

今後は、美しく豊かな自然環境など、恵まれた条件と地域の資源を最大限に活用しながら、市民、事業者及び市が協働し、市民相互のネットワークを広げ、暮らしたくなるまち、暮らし続けたいまちを目指していきます。

2 取組の視点（5つのアプローチ）

目指す環境像を実現するためには、総合的、体系的に施策の方向性を示す必要があります。

この計画では、目指す環境像を実現するための取組の視点として5つのアプローチを提示します。

アプローチ		
1	自然環境	次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然
2	都市環境	環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境
3	地球環境 循環型社会	気候変動に対応する持続可能な循環型社会
4	生活環境	健康で快適な毎日が過ごせる地域社会
5	パートナーシップ	環境保全活動に参加できるまち

また本計画では、各アプローチと特に関連性の深いSDGsの目標を示し、重点的に取組を進め、関連する計画指標を達成することで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現を目指すこととします。

本計画が目指す5つのアプローチとSDGsの関連性

1	次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然	  	6 安全な水とトイレを世界中に 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
2	環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境		15 陸の豊かさも守ろう
3	気候変動に対応する持続可能な循環型社会	  	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
4	健康で快適な毎日が過ごせる地域社会	 	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを
5	環境保全活動に参加できるまち	 	4 質の高い教育をみんなに 17 パートナーシップで目標を達成しよう

第4章 施策の展開

～5つのアプローチに関する具体的な施策～

アプローチ1 『 自然環境 』

次世代へ継承すべき、「ひたちなか」らしい身近な自然

アプローチ1については、地球の長い歴史の中で受け継がれてきた豊かな自然環境を「次世代を担う子どもたちへ」と継承し、あわせて、自然と調和のとれた開発を推進していきます。

SDGs 該当目標



現状と課題

本市は、那珂川と、その河口から国営ひたち海浜公園にいたる海岸部、北部の大規模な樹林地帯、中小河川や水路、溜池に接する斜面緑地、水辺地など、豊かな自然環境に恵まれています。さらには、市域面積の約3割を占める農地では、かんしょ、イチゴ、メロン、トマトなど数多くの農作物を生産する優良な畑地帯が広がり、特に、本市のかんしょを原料にしたほしいもは日本一の生産量を誇っています。

一方、本市と東海村にまたがる「ひたちなか地区」では、県北地域振興の拠点として、また北関東の中核都市として総合的な発展を先導するために、国営ひたち海浜公園の整備や中核国際港湾（茨城港常陸那珂港区）などの開発が進められています。

本市の豊かな自然環境を保全するため、引き続き風致地区や緑の保存地区の指定などの施策に取り組む必要があります。また、市内の農地では、農業者の高齢化などにより遊休農地などが増加しているため、引き続き、遊休農地の有効活用など農地の流動化対策に取り組む必要があります。

また、ひたちなか地区では、残された生態系を保全し、自然と発展性という優れた特徴を生かした開発を進めています。国や県、市民、事業者と連携を図りながら、引き続き、自然環境と調和のとれたひたちなか地区の開発を推進していく必要があります。

身近に残された豊かな自然は、地球の長い歴史の中で受け継がれてきた本市の貴重な財産であり、大きな特徴でもあります。今後も私たちは、豊かな自然、優良な農地などの恵まれた環境を「次世代を担う子どもたち」へと継承し、かつ、県北地域振興の拠点として総合的な発展を期待されているひたちなか地区の開発を推進していく必要があります。

1.1 身近な自然，水辺環境の保全

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
良好な緑地の保全	○ 保安林や大洗県立自然公園区域、釜上自然環境保全地域及び多良崎城跡緑地環境保全地域などの緑地を、市民共有の財産として保全します。	農政課 環境保全課 教育委員会総務課文化財室
	○ 市域に残る良好な平地林や斜面緑地等については、地域制緑地保全計画に基づいて、市民の協力のもと風致地区や緑の保存地区に指定し、地域制緑地として保全に努めます。	都市計画課 公園緑地課
	○ 良好な緑を保全するため、名木・古木等の貴重な樹木を保存樹木に指定します。	公園緑地課
水辺空間の保全	○ 河川の浄化や生物の生育環境にも配慮した河川整備を進めるとともに、市民と協力し河川の清掃活動を行います。	河川課
	○ 親水空間として下江川の水辺の楽校の適切な管理・運営を行います。	河川課
	○ 中心市街地における水と緑のオアシスとして整備された親水性中央公園の保全に努めます	公園緑地課
	○ 名平洞公園については、有識者の意見を聞きながら、名平洞の水質浄化に努めます。	公園緑地課
	○ 大洗県立自然公園区域内にある中生代白亜紀層などの貴重な海岸環境を保全するため、地域住民や関係団体等と協力し、海岸クリーン運動を実施します。	環境保全課
	○ 漁港環境の美化については、漁港管理者である茨城県と連携し、漁港をきれいにする会を支援します。	水産課
	○ 阿字ヶ浦海岸及び磯崎漁港海岸の保全に努めます。	企画調整課
生物多様性の確保	○ 野生動植物を適切に保護し、野生動植物の生息、生育環境を保全に努めます。	環境保全課
	○ 貴重な動植物の保護や特定外来生物の防除等に対する理解や協力を得るため、適切な情報提供を行います。	環境保全課
	○ 特定外来生物の分布、生育状況などを把握し、固有生態系に影響が生じないように対策を図ります。	環境保全課
自然保護意識の高揚	○ 市民の自然保護意識の高揚を図るため、自然保護思想の普及啓発に努めます。	環境保全課

■市民が取り組むこと

- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。
- 地域制緑地への理解を深め、風致地区や緑の保存地区等への指定に協力します。
- 名木、古木等の貴重な樹木の保存樹木※指定に協力します。
- 親水空間としての河川環境の保全・整備に積極的に協力します。
- 下江川における水辺の楽校※事業に参加・協力します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 野生動植物の生息・生育地にむやみに立ち入ることや、捕獲・収集をしないようにします。
- 外来種等のペットの飼育は最後まで責任を持ち、世話を途中で投げ出したり、野に放したりしないようにします。
- 自然への理解を深め、自然保護に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。
- 地域制緑地への理解を深め、風致地区や緑の保存地区等への指定に協力します。
- 親水空間としての河川環境の保全・整備に積極的に協力します。
- 下江川における水辺の楽校※事業に参加・協力します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 開発事業においては、既存の植生や地形をできるだけ活かす計画・事業としたり、自然への影響が小さい工法を採用するなど種や生態系の保全に努めます。
- 自然への理解を深め、自然保護に努めます。

1.2 環境に配慮した農業の振興

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境保全型農業の推進	○ 農薬や化学肥料の使用を低減し、輪作や有機肥料の活用による土づくりを基本とした環境との調和を図る環境保全型農業を進め、安心・安全な農産物の生産を拡大します。	農政課
	○ 環境保全型農業の推進者であるエコファーマー認定を支援します。	農政課
地場農業の振興	○ 農業団体と連携して市民との交流イベント等を開催し、農業への関心を深めてもらうことで、地域農業の持続的な発展を促進します。	農政課
	○ 学校給食等への地域の農産物の使用を推進するとともに、農産物直売所を通じた直接販売などの地産地消の取組を促進します。	幼児保育課 農政課 教育委員会学務課
農地保全の推進	○ 農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全及び整備に努めます。	農政課
	○ 遊休農地の解消及び農業体験を通じた市民と農業のふれあいの場の提供を目的に、市民農園等の整備事業を検討します。	農政課
農業集落地域の環境整備	○ 生活排水対策など、農業集落地域の環境整備に努めます。	農政課 環境保全課
平地林の保全	○ 保安林及び森林整備計画対象民有林は、環境資源として水源かん養や潮風害防止などの公益機能としての役割が高いことから、森林の保全を図ります。	農政課

■市民が取り組むこと

- 農産物直売所の利用や契約栽培への参加等，地場産品を積極的に購入します。
- 農家との交流イベント等に参加し，消費ニーズの提示，新しい調理法の紹介など地場産品の普及啓発に協力します。
- 市や関係団体と連携し，市民と農家の交流イベント等を企画・運営します。
- 市民農園※の開設やオーナー制度※等を企画・運営し，地場産品の販路の拡大や谷津田等の農地環境の保全を支援します。

■事業者が取り組むこと

- 有機農法・低農薬農法の導入，環境負荷の少ない農業資材や機械の利用など，環境保全に配慮した農業を実践します。
- 地場産の飼料作物の利用など，地域内で生じた窒素やりんなどを活用した循環型農業の構築に取り組みます。
- 食品関係事業者は，環境保全型農産物を積極的に購入し，環境保全型農業※の普及を支援します。
- 消費者のニーズ等を踏まえ，安心できる作物等を提供します。
- 農産物直売所等の充実等を通じ，地域住民への販路を拡大します。
- 食品関係事業者は，地場産品を積極的に取り扱い，消費者にPRします。

1.3 ひたちなか地区における開発と保全の調和

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
港湾建設に伴う環境の変化の監視	○ 港湾建設に伴う環境の変化を監視します。	企画調整課 環境保全課
	○ 茨城港常陸那珂港区の緑地整備を促進するとともに、ひたちなか地区内施設については緑地の確保や緑化の推進、雨水の地下浸透に配慮した施設づくりを要請・指導します。	企画調整課 環境保全課
	○ 常陸那珂火力発電所及び常陸那珂共同火力発電所 1号機との公害防止協定の進行管理に努めます。	企画調整課 環境保全課
	○ ひたちなか地区に立地する工場等に公害防止協定の締結を働きかけます。	環境保全課
湿地、砂丘環境の保全と活用の促進	○ 国営ひたち海浜公園内の沢田湧水、砂丘、樹林地などの貴重な自然環境の保全に国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。	環境保全課
	○ オオウメガサソウ、ハナハタザオ、スカシユリ、ハマギクなどの貴重な野生植物の保護・保全・増殖活動に国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。	環境保全課
	○ 生態系の頂点に立つオオタカや海浜部に営巣するコアジサシ、沢田湧水のオゼイトトンボやホトケドジョウなどの貴重な動物の生息状況の把握・保護・保全対策に国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。	環境保全課
	○ 国営ひたち海浜公園内の沢田湧水、砂丘、樹林地などの自然環境を生かした、観察施設の整備、体験学習プログラムへの参加を促進します。	環境保全課 教育委員会指導課

■市民が取り組むこと

- 国営ひたち海浜公園内で実施されている希少な動植物の保護・繁殖活動に積極的に参加します。
- 国営ひたち海浜公園内の湿地、砂丘や樹林地などの自然環境を生かした観察施設を積極的に利用します。
- 国営ひたち海浜公園の豊かな自然環境を活用し実施している親子自然教室、ネイチャーウォーキングや環境学習などの体験学習プログラムに積極的に参加します。

■事業者が取り組むこと

- 国営ひたち海浜公園内で実施されている希少な動植物の保護・繁殖活動を支援します。
- 国営ひたち海浜公園で実施している体験学習プログラムに従業員や家族に周知します。

アプローチ2 『都市環境』

環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境

アプローチ2については、優れた文化資源や海・緑などの恵まれた自然資源の保全，緑化の促進や生活マナー，モラルの向上などにより、「ゆとり」や「潤い」，「快適さ」といった要素を重視した，まちづくりを推進していきます。

SDGs 該当目標



現状と課題

本市では、整然と整備された市街地の街並みをはじめ、豊かな緑に包まれた台地、岩礁や砂浜からなる変化に富んだ海岸線、那珂川などの沿岸の豊穡な田園地帯など、これらが一体となった良好な景観が形成されています。

また、良好な景観を形成するために整備された公園や緑地などは、市民の憩いやふれあいの場であるとともに、森林の植栽により洪水や土砂災害を抑制する防災機能や、緑化の推進による温室効果ガスの削減効果などの、様々な付加価値を生み出しています。

そのため本市では、良好な緑地を残し、これらの景観を保持するため、それぞれの場所に適した都市整備を進めています。

市域に残る良好な斜面緑地等については、地域性緑地として風致地区や緑の保存地区に指定し保全を図り、公共施設については、幹線道路等に樹木や花を植栽して、緑化の推進に努めています。また、生垣設置の奨励や記念樹の配布により市民の緑化を促進し、事業者には、工場・事業所等を建築する際に市の緑地確保基準に基づく緑地整備の指導を行っています。

都市化が進む本市では、近隣の交流や相互扶助の意識の希薄化による騒音やペットなど生活マナーに関するトラブルや、良好な景観を保持・創造するために建物等の形態や色彩を周辺の街並みと調和することなどが、課題となっています。

市民一人ひとりが快適に心地よい暮らしができるよう、生活マナーの向上を図り、景観に配慮した市民協働のまちづくりを進めていく必要があります。

2.1 ゆとりや潤いのある都市景観の形成

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
景観に配慮したまちづくりの推進	○ 茨城県景観形成条例を適正に運用し、大規模建築物等については、地区の特性や景観に配慮した設計となるよう指導に努めます。	都市計画課
	○ 都市景観ガイドラインの活用を図りながら、地区ごとにその地区の特性に応じた良好な景観の形成に努めます。	都市計画課
	○ 地区計画や建築協定などにより、地区の特性を生かした個性あるまちづくりを進め、良好な都市景観の創出に努めます。	都市計画課
	○ 屋外広告物については、茨城県屋外広告物条例に基づき指導を行うとともに、違反広告物については是正指導に努めます。	都市計画課
魅力ある都市空間の整備	○ 歩道幅員の広い道路や歩行者専用道路については、地域住民の協力を得ながら、四季折々の変化が楽しめる樹木や花を植栽して緑化に努めます。	道路管理課 都市計画課 公園緑地課 区画整理事業課 区画整理一課 区画整理二課 那珂湊地区土地 区画整理事務所
	○ 市街地にある河川やため池などの水辺については、自然の景観を生かした公園として整備し、水とふれあう親水空間として活用を図ります。	公園緑地課
	○ 中心市街地については、商業、医療、福祉、教育等の多様な都市機能の充実や歩行空間のバリアフリー化を図り、多様な都市機能を歩いて利用できる環境づくりを進めます。佐和駅周辺地区については、東口広場等の基盤整備に併せ東西自由通路と新駅舎を整備するとともに、土地区画整理事業により良好な居住環境を生みだし、佐和駅を中心としたまちづくりを進めます。	都市計画課
自然景観の保全と活用	○ 大洗県立自然公園区域、釜上自然環境保全地域及び多良崎城跡緑地環境保全地域を、貴重な自然景観を有する地域として保全し、景観資源として周知を図ります。	環境保全課 教育委員会総務課文化財室
	○ 大洗県立自然公園区域内にある中生代白亜紀層などの貴	環境保全課

	重な海岸環境を保全するため、地域住民や関係団体等と協力し、海岸クリーン運動を実施します。	
	○ 市街地の美観風致を保全するため、名木・古木等の貴重な樹木を保存樹木に指定します。	公園緑地課
	○ 市域に残る良好な平地林や斜面緑地等については、市民の協力のもと風致地区や緑の保存地区に指定して、地域制緑地として保全に努めます。	都市計画課 公園緑地課
	○ 特色ある景観を保持するため、天然記念物、史跡及び名勝地の保全に努めます。	教育委員会総務課文化財室

■市民が取り組むこと

- 都市景観に係る知識や理解を深め、積極的にまちづくりに参加します。
- 敷地内の生け垣の設置や緑化などにより、良好な街並み景観の形成に協力します。
- 名木、古木等の貴重な樹木の保存樹木指定に協力します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。

■事業者が取り組むこと

- 都市景観に係る知識や理解を深め、積極的にまちづくりに参加します。
- 大規模な建築物等を建設する際は、周辺景観との調和を図るとともに、当該地の地区の特性にも配慮したデザインを使用します。
- 屋外広告物は、周辺景観との調和が図られた適正なデザインを使用します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。

2.2 花と緑に包まれた都市の形成

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
緑化推進体制の充実	○ 事業所等の緑化については、市緑地確保基準により指導し、緑化の推進に努めます。	公園緑地課
	○ 市民憲章やコミュニティ活動を通し、市民による緑化運動を促進し、緑の愛護思想の普及に努めます。	公園緑地課
公共公益施設の緑化の推進	○ 市街地の緑化を推進するため、幹線道路は街路樹に適した樹木を植栽し緑化に努めます。	都市計画課 公園緑地課
	○ 植樹帯や植樹柵への緑化活動を、花植え活動団体等との協働により推進します。	公園緑地課
	○ 学校などの公共施設については、四季折々の変化が楽しめるような樹木や花の植栽及び保全に努めます。	公園緑地課 教育委員会施設整備課 教育委員会指導課
	○ 幹線道路の清掃や植樹帯等の除草を実施し、清潔な道路環境の保持に努めます。	道路管理課
都市公園の整備	○ 公園整備については、地域住民の意見を聞きながら、地域の特性や周辺環境に配慮した公園整備に努めます。	公園緑地課
	○ 既設公園については、計画的に施設の管理・維持補修に努めます。	公園緑地課
	○ 中心市街地における水と緑のオアシスとして整備された親水性中央公園の保全に努めます。	公園緑地課
	○ 名平洞公園については、有識者の意見を聞きながら、名平洞の水質浄化に努めます。	公園緑地課
	○ 既設公園については、公園内樹木の伐採や剪定を年次的に行うなど、緑の保全に努めます。	公園緑地課
	○ 公園の管理については、公園管理団体との協働も活用しながら適切な管理に努めます。	公園緑地課
	○ 国営ひたち海浜公園については、沢田湧水地や地域固有の自然、動植物の保全を促進します。	環境保全課
私的空間の緑化の促進	○ 記念樹（誕生・結婚・新築）の配布や生垣設置の助成などにより、住宅地の緑化促進に努めます。	公園緑地課
	○ 工場や事務所等を建築（新・増築）する場合は、市緑地確保基準により、緑化促進に努めます。	公園緑地課
	○ 市域の美観風致を保全するため、名木・古木等の貴重な樹木を保存樹木に指定します。	公園緑地課

	○ 事業所との公害防止協定締結時に市緑地確保基準の規定を盛り込み、事業所内の緑化促進に努めます。	公園緑地課
	○ 良好な工場環境を保持するための方法などについて、啓発、支援に努めます。	商工振興課

■市民が取り組むこと

- 市民憲章運動やコミュニティ活動を通し、積極的に緑化運動に参加します。
- 地域の緑を守る活動に積極的に参加します。
- 記念樹の植樹や生垣の設置により緑化に努めます。
- 名木、古木等の貴重な樹木の保存樹木※指定に協力します。

■事業者が取り組むこと

- 市民憲章運動やコミュニティ活動を通し、積極的に緑化運動に参加します。
- 事業所内の緑化を進めます。

2.3 歴史的文化的資源の保全及び継承

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
文化財の調査、保護・保存の推進	○ 文化財については、計画的に調査し、保護・保存するとともに、保護体制の充実に努め、文化財指定を推進します。	教育委員会総務課文化財室
	○ 遺跡の周知を進めるとともに、開発地域に所在する遺跡については、関係者に協力を得て発掘調査を実施します。	教育委員会総務課文化財室
文化財愛護活動の充実	○ 文化財を紹介するマップ・リーフレットや市報などにより、文化財愛護思想の普及に努めます。	教育委員会総務課文化財室
	○ 文化財愛護団体の活動を支援します。	教育委員会総務課文化財室
	○ 文化財の公開を推進するとともに、文化財講座等を開催します。	教育委員会総務課文化財室

■市民が取り組むこと

- 本市の文化財や伝統文化について理解と知識を深め、保護に協力します。
- 埋蔵文化財※の発掘調査に協力します。
- 無形民俗文化財※の保護に協力するとともに、その伝承に努めます。
- 郷土を知るための文化財講座等に積極的に参加します。

■事業者が取り組むこと

- 本市の文化財や伝統文化について理解と知識を深め、保護に協力します。
- 開発予定地などでは、埋蔵文化財※の発掘調査に協力します。
- 無形民俗文化財※の保護に協力するとともに、その伝承に努めます。
- 敷地内の文化財や遺跡を保全します。

2.4 暮らしのマナーやモラルの向上

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
近隣に配慮した暮らしの普及	○ 近隣への悪臭や騒音に配慮した生活・事業活動のマナーの普及啓発を行います。	環境保全課
	○ 苦情の発生等に際し、それぞれの事案に応じた適切な改善指導を行います。	環境保全課
	○ まちをきれいにする条例の普及と適切な運用により犬のふん害防止に努めるとともに、犬の適切な飼育方法の啓発を実施します。	健康推進課 環境保全課
	○ 暴走族の溜まり場とならないような環境づくりに努めるとともに、市民ぐるみの暴走族追放運動を推進します。	生活安全課
	○ 空き地等適正管理条例及び空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き地や空き家など民有地の適正な管理指導を行います。	市民活動課 空き家等対策推進室 環境保全課
不法投棄(ごみの投捨てを含む)対策の推進	○ まちをきれいにする条例の普及と適切な運用によりごみの投捨て防止に努めるとともに、地域住民活動と連携し、ごみの回収や監視・指導体制を強化します。	廃棄物対策課
	○ 啓発や監視活動等により、不法投棄防止に努めます。	廃棄物対策課
環境美化活動の促進	○ 市コミュニティ組織連絡協議会と連携し、地域単位での市民参加による環境美化活動を促進し、河川・海岸クリーン運動や環境美化運動等を実施します。	市民活動課 環境保全課 廃棄物対策課 河川課 公園緑地課
	○ 自宅前道路の自主的な清掃など、環境美化に配慮した暮らしのマナーを普及・啓発します。	環境保全課 廃棄物対策課 道路管理課
	○ 市民等が行うボランティア清掃活動については、市民と協同し、ボランティア用ゴミ袋を配布するとともに、清掃後のゴミ袋の回収を行います。	廃棄物対策課
	○ 公衆トイレは、定期的に清掃や修繕を行い、市民が利用しやすいよう、衛生管理に努めます。	観光振興課 道路管理課 公園緑地課 各施設担当課
	○ 観光事業者や市民団体等の協力のもと海岸清掃を行い、ごみのない美しい海岸環境の保全に努めます。	観光振興課

観光マナーの普及	○ 観光事業者、市民団体等の協力を得ながら、ごみの持ち帰りなどのクリーン推進キャンペーンや観光地の環境美化運動を行います。	観光振興課
----------	---	-------

■市民が取り組むこと

- 日頃から騒音や悪臭を出さないなど、近隣に迷惑のかからない暮らしを心がけます。
- 地域をよく理解し、近隣との良好な関係を築きます。
- 犬のふんは持ち帰り、処分します。
- ペットは適切に飼育、管理等を行い、最後まで面倒をみます。
- ごみの投捨て・不法投棄はしないようにします。
- 市が不法投棄対策として実施する、ごみの回収などに協力します。
- 悪質な不法投棄を見かけた場合は、速やかに「不法投棄110番」に連絡します。
- 自宅及び自宅周辺の美化に配慮し、自主的な草刈りや庭木管理、清掃等を行います。
- 市や地域による環境美化活動に積極的に参加・協力します。

■事業者が取り組むこと

- 事業所内及び事業所周辺の美化に配慮し、自主的な植栽管理や清掃活動を実施します。
- 廃棄物の適正な処理・処分を行い、不法投棄をなくします。
- 市や地域による清掃活動等の環境美化活動に参加・協力します。
- ホテル、釣具店、交通機関等において、ポスターやパンフレットによる観光マナーの普及を図ります。
- 滞在者へのごみ持ち帰りの周知・意識啓発を徹底します。

■滞在者が取り組むこと

- ごみの投捨て・不法投棄は絶対にせず、ごみは持ち帰るなど、環境美化に関するルールを遵守します。
- 動植物への影響などに配慮し、環境破壊のないレジャーマナーを守ります。

アプローチ3 『 地球環境／循環型社会 』 気候変動に対応する持続可能な循環型社会

アプローチ3については、世界的な課題でもある「気候変動」や「廃棄物問題」をはじめ、資源やエネルギーの枯渇問題など様々な問題に対し、「自分たちが出来ること」を意識して、具体的な行動を起こしていくことが求められています。

SDGs 該当箇所



現状と課題

現在、熱中症患者の増加や豪雨災害の頻発化などに象徴される「気候変動」をはじめ、大量消費・大量廃棄による「廃棄物問題」、限りある資源である「エネルギーや水の枯渇」など、私たちの生活に関わるところで環境問題は発生しており、本市も例外ではありません。

本市では、地域のリーダーとなる事業所として、「市第3次エコオフィス計画」や「ごみ処理基本計画」などを策定し、環境問題に対して様々な視点から事業を行っています。

しかし、環境問題の中でも特に気候変動については、地球規模の大きな問題となっており、今後10年以内に発生し、世界に大きな影響を与えると予想されるリスクの中でも、一番影響が大きいリスクとして挙げられました。この気候変動の原因として考えられる温室効果ガスの削減のために、温室効果ガスを発生させる化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を推進する必要があります。

また、廃棄物問題に関しては、これまでの3Rの取組により、資源物も含めたごみの総量は減少傾向にありますが、資源化率については国・県平均値より下回っている状況にあります。今後も資源化率増加へ向けた取組として分別を更に徹底するなど、引き続き3Rを推進していく必要があります。

私たちは、それぞれの役割の中で、「自分たちが出来ること」を意識して、具体的な行動に移すことが必要です。

3.1 地球環境の保全 リーディングプロジェクト1

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
温室効果ガスの排出抑制	○ 地域のリーダーとなる事業者として、職員一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、温室効果ガス排出抑制のため、市第3次エコオフィス計画を推進します。	全課
	○ 物品の調達、購入は、市第3次エコオフィス計画に基づき、グリーン購入に努めます。	全課
	○ 市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割において、温室効果ガス排出抑制策を推進するよう啓発を行います。	環境保全課
	○ 植物による二酸化炭素の吸収を促進するため、緑の保全や公共施設等の緑化を積極的に行います。	環境保全課 公園緑地課
	○ 二酸化炭素やHFC消火剤を使用する消火設備を導入する際は、特定非営利活動法人消防環境ネットワークへ登録し、適正に管理します。	管財課 環境保全課
オゾン層保護対策の推進	○ オゾン層を破壊する特定フロン等を排出させないために、公用車、公共施設の冷蔵庫やエアコンなどの更新、廃棄の際は、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき適正に回収します。	管財課 環境保全課 水道事業所 各施設担当課
	○ ハロンなどの消火剤を使用する消火設備を導入する際は、特定非営利活動法人消防環境ネットワークへ登録し、適正に管理します。	管財課 環境保全課
	○ オゾン層を破壊する特定フロン等を排出させないために、フロン排出抑制法、家電リサイクル法や自動車リサイクル法などの遵守徹底や特定フロン等の取扱いについての意識啓発を行います。	環境保全課 廃棄物対策課
	○ 事業所で使用されている特定フロン等の取扱いに関する指導に努めます。	環境保全課
	○ オゾン層破壊による有害紫外線の増加に伴う影響や対策について、情報収集・提供に努めます。	健康推進課 環境保全課
酸性雨対策の推進	○ 雨水成分調査による監視を実施します。	環境保全課
	○ 酸性雨の原因や影響等の対策について、情報収集・提供に努めます。	環境保全課
森林(特に熱帯林)保護対策の推進	○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、用紙類の合理的使用やその管理に努めます。	全課
	○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、環境に配慮した紙製品の購入に努めます。	全課

	○ 熱帯林の減少が生物多様性や気候変動などに及ぼす影響について、情報提供に努めます。	環境保全課
--	--	-------

■市民が取り組むこと

- 市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を理解し、日々の生活で温室効果ガス排出の抑制を心がけます。
- 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー※への転換を進めます。
- 家電製品や自動車等を購入するにあたっては、ノンフロン製品を選択し、フロン類が使用されているものは、適正に処分します。
- 紙製品を購入するにあたっては、環境に配慮したものを選択し、適正な使用に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を理解し、温室効果ガス排出抑制の検討を行います。
- 省エネルギーの推進及び新エネルギー※への転換を進めます。
- 未利用エネルギー※の活用に努めます。
- 特定フロン等※に関する規制を遵守し、回収及び適切な処理を徹底します。
- グリーン購入※に努めます。
- 生産工程や製品のノンフロン※化を推進するとともに、製品等に含まれるフロン類※の有無や適正な処分方法を表示します。
- 再生可能エネルギー※の利用や次世代自動車(ハイブリッド自動車など)※の導入、ばい煙※除去設備の整備などにより、事業活動に伴う酸性雨※の原因物質を含むばい煙※等の排出を抑制します。
- 建設事業における国産材の利用を促進します。
- 紙を無駄なく使うとともに、再生紙や間伐材※など熱帯の木材を利用しない製品を選択し環境に配慮した紙製品の購入をします。
- 新型型枠材や間伐材※等を活用した熱帯材の代替製品環境に配慮した製品の開発や販売を進めます。

3.2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
公共施設での3Rの推進	○ 市第3次エコオフィス計画及びごみ処理基本計画に基づき、公共施設から排出されるごみは、3Rの推進を図ります。	管財課 環境保全課 廃棄物対策課 各施設担当課
家庭での3Rの推進	○ 分別品目の分類や回収方法、電化製品の処理方法など、ごみ出しのルールについて周知徹底を図ります。	廃棄物対策課
	○ 3Rを推進するため意識啓発に努めるとともに、資源物の回収を促進します。	廃棄物対策課
	○ ごみの減量化や分別のため、指定ごみ袋や処理券の使用を促進します。	廃棄物対策課
	○ 生ごみの減量化を促進するとともに、生ごみ処理容器の購入費補助を行うなど普及を図り、生ごみのリサイクルを促進します。	廃棄物対策課
	○ 自治会や子ども会による資源回収事業や牛乳パック回収事業を促進します。	廃棄物対策課
	○ 使用済み乾電池の回収を促進します。	廃棄物対策課
	○ 環境に配慮した消費行動（3Rの推進・マイバッグ持参運動・食品ロスの削減、プラスチック製品使用の適正化）の啓発に努めます。	廃棄物対策課
事業所での3R、廃棄物適正処理等の推進	○ 事業者へ3Rの意識啓発を図ります。	廃棄物対策課
	○ 事業者へ一般・産業廃棄物の適正な処理・処分について啓発・指導を行います。	廃棄物対策課
	○ 多量なごみを排出する事業者に対しては、減量化計画等の策定を指導します。	廃棄物対策課
	○ 県など関係機関と連携してパトロールを推進し、不法投棄の防止に努めます。	廃棄物対策課
学校等における教育の充実	○ 学校等で分別収集を推進するなど3Rに関する啓発を行い、ごみ問題への関心や意識の高揚を図ります。	廃棄物対策課 教育委員会指導課

■**市民が取り組むこと**

- 市のごみ出しルールに基づいた、適正なごみの分別を遵守します。
- 紙類の分別の徹底、生ごみの水切りなど、より適切なおごみの出し方に努めます。
- 電化製品はルールに基づき、適切に処理します。
- 食べ残しを減らす、たい肥化を図るなど、生ごみの減量とリサイクル※に努めます。
- 長持ちする商品やリサイクル※品の購入、修理等により、物を長く使う工夫をします。
- 「ごみを出さない」・「使えるものは繰り返し使う」・「リサイクル」※の3R※を実践します。
- マイバッグ※の持参や詰め替え商品の購入などにより、ごみの発生を減らします。

■**事業者が取り組むこと**

- ごみ減量化計画※等を作成し、従業員への啓発指導の強化や目標値等に基づく計画的な3R※の取組に努めます。
- 事業活動における3R※の取組を徹底し、ゼロエミッション※化を目指します。
- 食品ロスがなくなるような工夫に努めます。
- 容器包装の簡素化や詰め替え製品、適量販売など、ごみの出にくい製品等の開発・販売を進めます。
- 自社製品の回収・再使用・リサイクル※など、製品等の循環する仕組づくりに努めます。
- できるだけ長く使える製品等の開発・販売を進めます。
- 共通部品の利用やメンテナンス体制の整備など、物を直し・使う体制を強化します。
- 廃棄物の適正な処理・処分を行い、不法投棄をなくします。

3.3 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用の推進

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
省エネルギー・省資源施策の率先実行	○ 物品等の調達・購入は、市第3次エコオフィス計画に基づき、グリーン購入に努めます。	全課
	○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、公共施設における省エネルギー化や職員の省エネルギー行動を推進し、その成果を公表します。	環境保全課
	○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、学校や公共施設における太陽光発電システムなどの導入を推進します。	環境保全課 各施設担当課
	○ 公共施設におけるコージェネレーション化や深夜電力を活用した電力負荷平準化設備の導入など、エネルギー利用の合理化を検討します。	各施設担当課
	○ 学校や公共施設における省エネ型照明機器、省エネ型空調機器、高効率給油機器などの環境に優しい機器の導入を推進します。	各施設担当課
	○ ひたちなか・東海クリーンセンターの焼却熱を回収して、蒸気タービン発電を行い、発電した電力はセンター内で使用するほか余剰電力については電力会社に売電を行います。	廃棄物対策課
省エネルギー・省資源推進のための意識啓発・知識の普及	○ グリーン購入・省エネルギー製品の普及促進に努めます。	管財課 環境保全課
	○ 市民、事業者に対し、市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき省エネルギー・省資源意識の啓発を行います。	環境保全課
	○ 節電などに役立つ知識の情報提供やワットチェッカー等の器具の貸出しを行います。	環境保全課
再生可能エネルギー利用の促進	○ 学校における省エネルギー・省資源の活動や教育を推進します。	環境保全課 教育委員会指導課
	○ 市民・事業者に対し、太陽光や風力などの自然エネルギーをはじめ、環境負荷の少ないエネルギーの普及や導入の促進を図ります。	環境保全課
	○ 再生可能エネルギーの導入に関する知識や疑問にこたえるため、情報の提供を行います。	環境保全課

■市民が取り組むこと

- 日常生活における節電をこころがけ、資源を有効に使います。
- 環境家計簿※を利用するなど、家庭でのエネルギーの消費状況を把握し、無駄のないエネルギー利用に努めます。
- 省エネ型照明機器、省エネ型空調機器、高効率給湯機器などの購入に努めます。
- 太陽光発電※システムなどの再生可能エネルギー※を住宅に導入します。
- 住宅の断熱化をはじめ、風通しや自然採光の活用にも努めます。

■事業者が取り組むこと

- 節電に向けた目標値の設定や担当部署の設置など、計画的な推進体制をつくり、事業活動に伴う節電を着実に実行します。
- 熱回収や再生可能エネルギー※など、環境にやさしいエネルギー技術を積極的に取り入れます。
- 省エネルギー技術の開発や省エネルギー・省資源に配慮した製品の開発・製造・販売に努めます。
- 製品のエネルギー効率に関する情報やエネルギー消費の少ない使い方など、省エネルギー情報の提供に努めます。
- 事務所、工場等の建設にあっては、断熱構造、通気性、採光等に配慮し建設します。

3.4 豊かな水循環の形成

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
節水行動の推進	○ 限りある資源としての水の大切さについて市民の理解と関心を高めるため、水道週間などにおける啓発事業を通して、節水や漏水防止対策の普及啓発に努めます。	管財課 水道事業所
	○ 公共施設における節水型機器、設備の導入を推進します。	各施設担当課
雨水利用と水の再利用の推進	○ 下水浄化センター処理水や雨水等の施設内における再利用の可能性について検討します。	下水道課
	○ 事業者に生産工程や装置などの合理化による節水、水の循環利用や再利用など水資源の有効利用の啓発に努めます。	商工振興課 環境保全課
合理的な水利用の推進	○ 農業用水の有効利用を促進するため、土地改良区、水利組合等への既存の用排水路補修などの補助、支援に努めます。	農政課
水資源の確保	○ 茨城県や那珂川流域市町村との連携のもとに、広域的な水源の確保に努めます。	企画調整課 水道事業所
	○ 県央広域工業用水道事業を促進し、工業用水の確保に努めます。	企画調整課
	○ 渇水時等の水資源確保のため、地下水（深井戸）の利活用を推進します。	水道事業所

■市民が取り組むこと

- 節水に関する知識や理解を深め、節水行動や節水型機器の購入に努めます。
- 家庭用小型雨水貯留槽※などにより、雨水の再利用に努めます。
- 雨水を地下に浸透させる施設の設置に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 節水に関する知識や理解を深め、節水行動や節水型機器の購入に努めます。
- 事業所における生産工程や装置などの合理化による節水、水の循環利用や再利用など水資源の有効利用に努めます。

3.5 人や環境にやさしい交通体系の確立

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境に配慮した自動車利用の促進	○ 公用車は、計画的に低排出ガス車や次世代自動車（ハイブリッド自動車など）の導入に努めます。	管財課 環境保全課 水道事業所
	○ 国や県などと連携のもと、次世代自動車の普及促進に努めます。	環境保全課
	○ 急発進、急加速、不要なアイドリングなどを控えるエコドライブの普及促進に努めます。	環境保全課
	○ 自動車の利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関などを利用するよう普及啓発に努めます。	企画調整課 環境保全課
道路交通の円滑化	○ 道路パトロールを強化し、道路不法占用、放置自転車の撤去等に努めます。	生活安全課 道路管理課
	○ 警察と連携を密にし、交通パトロールの強化や違法駐車等の排除を促進します。	生活安全課
	○ 右折レーンや左折可能な信号機の設置を関係機関に要望し、改善を図ります。	生活安全課
	○ 東中根高場線については、那珂川架橋及び未完成区間の整備促進をするとともに、高場陸橋の4車線化等を進めます。	都市計画課
公共交通機関の整備及び利用促進	○ JR線については、県や関係市町村と連携し、利便性向上や利用しやすい運行ダイヤの改善などを要請します。	企画調整課
	○ ひたちなか海浜鉄道湊線については、運行ダイヤの見直しや利便性・安全性向上のための環境整備を促進するとともに、観光事業者等と連携し、観光客の誘導を図るなど、経営の安定と利用促進に努めます。	企画調整課
	○ 乗合バスについては、市民のニーズを十分に踏まえ、バス会社や国、県と連携し、バス路線の維持や確保に努めます。	企画調整課
	○ 市民の足として、地域と市内拠点等を循環するコミュニティバスを運行します。また、運行経路等を見直しを行い、利便性の向上を図ります。	企画調整課
徒歩や自転車利用の促進	○ 歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車専用通行帯など、移動手段に応じた通行空間の確保を図ります。	道路建設課 道路管理課 都市計画課
	○ 道路の交通の安全性や快適性、利便性を高めるため、防護柵や道路照明、案内標識などの整備を推進します。	生活安全課 道路建設課 道路管理課 都市計画課

		区画整理事業課 区画整理一課 区画整理二課 那珂湊地区土地 区画整理事務所
	○ 高齢者をはじめ誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を行い、バリアフリー化された人にやさしい道づくりに努めます。	道路建設課 道路管理課 都市計画課 区画整理事業課 区画整理一課 区画整理二課 那珂湊地区土地 区画整理事務所

■市民が取り組むこと

- 自動車の購入にあたっては、次世代自動車（ハイブリッド自動車など）を選択します。
- 急発進・急加速をせず、不用なアイドリングを控えるなどエコドライブ※を実践します。
- 自動車や自転車の利用にあたっては、適切な場所に駐車・駐輪し、円滑な道路交通の維持・確保に努めます。
- 自動車の利用を控え、バスや電車などの公共交通の利用に努めます。
- 短距離移動の際は、徒歩や自転車の利用に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 社用車の購入にあたっては、次世代自動車（ハイブリッド自動車など）を選択します。
- 急発進・急加速をせず、不用なアイドリングを控えるなどのエコドライブ※を実践するとともに、その普及啓発に努めます。
- 自動車通勤者に対する相乗りの促進、ノーマイカーウィークの実施等、自動車利用の工夫を図ります。
- バス会社は、次世代自動車（ハイブリッドバスなど）や、より厳しい排ガス規制に適合したバスなどの環境にやさしいバスの導入に努めます。
- 公共交通機関は、1日乗車券など観光客へのサービスを充実します。
- 市内に事業所をおく企業は、駅への送迎バスを運行するなど、通勤等に際して、バスや電車などの公共交通の促進を図ります。
- 自転車の修理・整備サービス等の向上を図ります。

■滞在者が取り組むこと

- 市内の観光等においては、徒歩で移動するか、バスや電車など公共交通を利用します。

アプローチ4 『生活環境』 健康で快適な毎日が過ごせる地域社会

アプローチ4については、大気汚染、水質汚濁など市民生活に直接関わる環境問題（公害）の発生を未然に防止するとともに、環境問題（公害）の原因となる環境負荷を最小限に抑えることにより、健康で快適な毎日が過ごせるまちづくりを推進していきます。

SDGs 該当目標



現状と課題

本市は、1950年代後半からの高度経済成長期に県下有数の工業都市として発展し、人口も急増してきました。しかし、これに起因して、事業所などからの排煙や工業排水の増加による大気汚染や水質汚濁などの産業型公害※や、人口増加に伴う生活排水の影響による水質汚濁などの生活型公害が進み、それに伴って公害に関する相談が増えました。

当時、このような問題は全国的に発生していたため、国や県において、各種公害に関する法令等が制定され、公害の起因となる作業、物質等を規制するための体制が整備されました。

本市では、こうした法令等に基づく事業所などへの立ち入り調査による監視観測体制の強化や、下水道の整備、合併処理浄化槽への転換などにより、工業排水対策と生活排水対策を行ってきました。また大気や河川、地下水、騒音などの測定を継続して行い、市域における環境問題（公害）を未然に防ぐとともに、環境問題（公害）の原因となる環境負荷を最小限に抑えるように努めています。

その結果、法令等が定める環境基準については、ほとんどの場合において基準値未満に抑えることができましたが、一部の河川で環境基準値を超過するなどの課題が残っています。また、生活スタイルの多様化や地域の関わり方の変化などにより、従来とは異なる生活型公害※が発生しています。特に、感覚公害※とも言われる、近所からの生活騒音、悪臭などの相談が増加しており、新たな課題となっています。

健康で快適な毎日が過ごせるよう、従来からの未解決な課題や生活スタイルの多様化などによる新たな環境問題（公害）を解消するために、引き続き監視観測を行っていくとともに、事業者などと連携を図っていく必要があります。

4.1 大気環境の保全

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
大気汚染防止 対策の推進	○ 大気環境等の監視を続けるとともに、特定事業場などへの立入調査を実施し、排出基準の遵守確認や、ばい煙発生施設の適切な管理の指導に努めます。	環境保全課
	○ 野外焼却行為(野焼き)の規制の周知・指導に努めます。	環境保全課 廃棄物対策課
	○ 農家へ麦の種子を配布し、播種を奨励することで、季節風による畑土の飛散防止に努めます。	農政課
	○ 公共交通機関の利用促進や公用車における次世代自動車への切替など、自動車による大気汚染の負荷低減に努めます。	企画調整課 管財課 水道事業所
	○ ノーマイカーウィークの普及啓発に努めます。	企画調整課 環境保全課
工場・事業場対 策の推進	○ 特定事業場などへの立入調査を実施するとともに、排出基準の遵守確認や、ばい煙発生施設の適切な管理の指導に努めます。	環境保全課

■市民が取り組むこと

- 工場・事業場から排出される物質に関心を持ち、気にかかる点などについては速やかに市に連絡します。
- バス、鉄道など公共交通を積極的に利用し、自動車交通量を低減します。

■事業者が取り組むこと

- 工場・事業場は、大気汚染物質の排出に対する規制を遵守します。
- 工場・事業場では、敷地内の緑地確保や緑化に努めます。
- 農業では、麦などの播種により、畑土の飛散防止に協力します。

4.2 水環境の保全 リーディングプロジェクト2

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
生活対策の推進	○ 公共下水道や農業集落排水施設の整備を推進します。	農政課 下水道課
	○ 公共下水道や農業集落排水施設への接続が困難な地域については、合併処理浄化槽等の設置に係る費用を助成することにより、適正な汚水処理の促進を図ります。	環境保全課
	○ 合併処理浄化槽等の適切な管理を徹底するため、指導を行います。	環境保全課
	○ 公共下水道供用開始区域において水洗化の普及啓発を図り、水洗化率の向上に努めます。	下水道課
工場・事業場対策の推進	○ 特定事業場などへの立入調査を実施するとともに、排水基準の遵守確認や排水処理施設の適切な管理をするように指導します。	環境保全課
	○ 小規模事業所に対する適正な排水処理施設の整備等を指導します。	環境保全課
	○ 特定事業場への立入調査を実施するとともに、排水基準の遵守確認や除害施設の適切な管理の指導に努めます。	下水道課
農業における汚濁負荷の低減	○ 農業における農薬の適正な使用や施肥を指導するとともに、有機農法など環境保全型農業への転換を促進します。	農政課
	○ 畜産のし尿処理施設の適切な整備・管理を指導します。	農政課 環境保全課
水質監視体制の充実	○ 公共用水域、地下水の監視体制を充実し、水質保全に努めます。	環境保全課

■市民が取り組むこと

- 公共下水道※・農業集落排水施設※の整備区域では,速やかに下水道などに接続します。
- 公共下水道※供用開始区域において未水洗化の世帯は,積極的に水洗化に取り組みます。
- 調理くずの適正な処理や合成洗剤等の使用抑制,生分解性※の石鹼の使用など,水質に配慮した取組を実践します。
- 合併処理浄化槽※等の適正な維持管理のため,浄化槽法で定められている法定検査の受検に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 水質管理の徹底と適正な排水処理施設・除害施設の整備・維持管理を図り,排水基準等を遵守します。
- 水質保全に関する立入検査やデータ等の提供に協力します。
- ちゅう房排水の水質改善を図ります。
- 施肥の適正化や減農薬,有機栽培等を進め,農業による水質汚濁負荷の低減に努めます。
- 適正な家畜し尿処理施設の整備を図るとともに,維持管理を徹底します。

4.3 騒音・振動・悪臭防止環境の保全

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
騒音・振動対策の推進	○ 幹線道路の自動車騒音・振動の常時監視を行うとともに、用途地域ごとに計画的に環境騒音を監視します。	環境保全課
	○ 工場・事業場に対し騒音・振動防止に関し、関係法令に基づき特定施設の適切な管理をするように指導します。	環境保全課
	○ 特定建設作業について、関係法令に基づき、適切な作業をするように指導します。	環境保全課
	○ ピアノや家庭用ボイラー、エアコン室外機等からの生活騒音について、市報等を活用し、騒音低減の意識啓発を行います。	環境保全課
	○ 国道や県道などの特に交通量の多い幹線道路について、騒音対策に効果的な排水性舗装の施工を要請・実施します。	環境保全課 都市計画課
悪臭防止対策の推進	○ 悪臭防止法などに基づく規制や改善の指導を行うとともに、畜産施設及び排水処理施設の適正な管理や、野外焼却行為（野焼き）の規制について監視・指導に努めます。	環境保全課 廃棄物対策課
	○ 水産加工業における悪臭防止のため、悪臭防止法や水質汚濁防止法の周知・指導をします。	環境保全課

■市民が取り組むこと

- バス、鉄道など公共交通を積極的に利用し、自動車交通量を低減します。
- 生活騒音の発生防止に努め、近隣へ迷惑をかけないように心掛けます。
- 悪臭の防止に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 工場・事業場は、騒音・振動に対する規制を遵守します。
- 建設工事における低騒音型・低振動型機械の使用に努めます。
- 深夜営業、カラオケ騒音などに対する規制を遵守します。
- 工場・事業場は、悪臭に対する規制を遵守します。
- 悪臭の防止に努めます。
- 農業では、堆肥の施肥等に伴う悪臭の防止に努めます。

4.4 土壌・地盤環境の保全

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
土壌汚染対策の推進	○ 土壌汚染やその土地の管理状況を把握し、監視・指導を行い、土壌汚染の防止に努めます。	環境保全課
	○ 土壌汚染の発生源の監視・指導を行い、土壌汚染の防止に努めます。	環境保全課
	○ 市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び市土採取事業の規制に関する条例の適正な運用により、土壌汚染の防止に努めます。	環境保全課
	○ 農薬・化学肥料の使用量削減を目指す持続性の高い農業生産方式の導入を促進します。	農政課
	○ ゴルフ場における農薬使用量削減の指導に努めます。	農政課 環境保全課
地盤沈下防止対策の推進	○ 過剰な地下水の汲み上げ防止、用排水循環利用等について、指導に努めます。	環境保全課
	○ 公共施設の駐車場等について雨水の地下浸透に配慮した整備を行います。	各施設担当課

■市民が取り組むこと

- 低農薬・有機栽培※の農産物を購入します。
- 地下水利用に関する規制を遵守します。
- 宅地内において、雨水の地下浸透に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 工場・事業場は、土壌の汚染防止に関する規制を遵守します。
- 農業では、低農薬・有機栽培を実践し、農薬・化学肥料の使用量削減に努めます。
- ゴルフ場では、農薬使用量の削減に努めます。
- 地下水利用に関する規制を遵守します。
- 駐車場等において、雨水の地下浸透に努めます。

4.5 有害化学物質等の未然予防

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
有害化学物質等に関する情報収集・提供	○ 国等による化学物質・アスベストなどの規制の動向や、毒性・環境中の挙動に関する調査研究結果などについて把握し、これらの物質についての正しい知識の集積を図り、市民や事業者への情報提供を行います。	環境保全課
	○ 大気、水質、土壌中の有害化学物質等の監視・測定を推進します。	環境保全課
	○ 環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）や食品の安全性についての情報収集・提供に努めます。	女性生活課 健康推進課 環境保全課
	○ 化学物質過敏症についての情報収集・提供に努めます。	健康推進課
有害化学物質等の適正な管理・使用・処分	○ 市が使用する除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用を徹底します。	各施設担当課
	○ 非飛散性アスベストの適正な管理と施設解体時の適切な処分を行います。	各施設担当課
	○ 学校や公共施設で使用する建材や食器類への安全対策を徹底します。	教育委員会施設整備課 教育委員会学務課 各施設担当課
	○ 農薬や化学物質の適正な管理・使用・処分について遵守徹底するよう指導します。	農政課 環境保全課 廃棄物対策課
ダイオキシン類の発生抑制	○ ダイオキシン類に関する情報収集・提供に努めます。	環境保全課
	○ 公共用水域や土壌などでのダイオキシン類の監視・測定を実施します。	環境保全課
	○ 簡易焼却炉の使用及び野外焼却行為（野焼き）の規制の周知・指導に努めます。	廃棄物対策課
	○ ひたちなか・東海クリーンセンターの適切な運転管理を行うとともに、周辺の土壌について、ダイオキシン類の監視・測定を行います。	環境保全課 廃棄物対策課

■市民が取り組むこと

- 有害化学物質等に関して、正確な情報の把握に努めます。
- 環境ホルモンや食品の安全性について、正確な情報の把握に努めます。
- 除草剤や害虫駆除剤等の適正な使用方法を遵守するとともに、適正に管理します。シックハウス症候群などの化学物質過敏症に関心を持ち、健康を保つための対策を取り入れます。
- ダイオキシン類に関して、正確な情報の把握に努めます。
- ダイオキシン類を発生しやすい塩化ビニール製品等の使用を避けます。
- 簡易焼却炉及び野外焼却に関する規制を遵守します。

■事業者が取り組むこと

- 有害化学物質等に関する情報を収集し、事業活動の中で適切に活用します。
- 環境ホルモンや食品の安全性について、正確な情報の把握に努めます。
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRT法）に基づき工場・事業場における有害化学物質の保管、使用、輸送、廃棄などの適正な管理を徹底します。
- 除草剤や害虫駆除剤等の適正な使用方法を遵守するとともに、適正に管理します。住宅建築の際には、ホルムアルデヒドなどの化学物質対策を取り入れます。
- 有害化学物質等を使用しない・発生しにくい製品の開発・販売に努めます。
- 低農薬・有機栽培等の農業に努めます。
- 有害となりうる化学物質を用いた製品については、製品の使用者に適切な使用方法や危険性についての情報を提供します。
- ダイオキシン類に関する情報を収集し、事業活動の中で適切に活用します。
- 簡易焼却炉及び野外焼却に関する規制を遵守します。
- 大気、土壌などのダイオキシン類濃度の監視・測定結果を踏まえ、ダイオキシン類発生防止対策に取り組みます。

4.6 公害防止・環境管理体制の整備

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
公害防止・環境管理体制の充実	○ 公害防止施設の設置・改善指導を行うとともに、融資斡旋と利子補給に努めます。	商工振興課 環境保全課
	○ 公害苦情の相談体制を充実するとともに、事案の迅速な調査や指導により早期解決に努めます。	環境保全課
	○ 市民の健康を守るとともに、生活環境の保全を図るため、関係法令・条例の適切な運用に努めます。	環境保全課
	○ 公害発生のおそれのある事業所や施設等について公害防止の指導啓発を行い、必要に応じて公害防止協定の締結に努めます。	環境保全課
中小企業への支援体制の整備	○ 商工会議所などの関係機関と連携し、中小企業等の環境マネジメントシステム構築を促進します。	商工振興課 環境保全課
	○ 商工会議所、事業者団体等と連携し、環境マネジメントシステム認証取得・構築のための情報提供などの支援に努めます。	商工振興課 環境保全課
	○ 事業者間の交流や連携体制の構築に対し、支援に努めます。	商工振興課 環境保全課

■市民が取り組むこと

- 各種公害の発見時には、速やかに市に連絡します。
- ピアノや家庭用ボイラー、エアコン室外機等の生活騒音を防止・低減するため、近隣に配慮した良識ある生活マナーを実践します。

■事業者が取り組むこと

- 環境管理計画等を策定し、環境管理目標の設定や担当部署・管理担当者を配置するなど、環境マネジメントシステムの確立を図ります。
- TCFD などの取得や公害防止対策の状況を公表するなど、環境管理に対する社会的な責任の明確化に努めます。
- 法令、条例等に基づき、適切な施設整備、メンテナンス、モニタリングの実施など各種公害に関する規制基準を遵守します。
- 市との間で公害防止協定を積極的に締結します。
- 自主規制として各種公害に対する上乗せ基準を設定するなど、環境保全対策の強化に努めます。
- 最新の環境関連情報の把握や学習に努め、先進的な環境保全対策を進めます。事業者団体等の実施する研修等へ積極的に参加するとともに、行政等の経済的支援を活用し、公害防止に積極的に取り組みます。
- 事業者間の交流・連携を強化し、情報やノウハウ等の交換に努めます

4.7 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の継続監視

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射能の対策の推進	○ 国・県で実施している空間放射線の測定・放射性物質の検査に加え、市独自に行う空間放射線量の測定や農作物をはじめとする食品等の放射性物質の検査とその結果の公表、市民への放射線測定器の貸出しなど必要な対策を継続して実施します。	生活安全課 農政課 環境保全課 水道事業所
	○ 放射性物質汚染対処特別措置法の汚染状況重点調査地域の指定を受けて実施した公共施設の除染により発生した剪定枝等について、引き続き適正な管理に努めます。	生活安全課 幼児保育課 公園緑地課 教育委員会総務課
	○ 指定廃棄物に指定された焼却灰（ばいじん）については、指定廃棄物一時保管庫に、引き続き適正な保管に努めます。	廃棄物対策課
茨城県東海地区環境放射線監視委員会への参画	○ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会に参画し、国、県、原子力事業者が監視計画に基づき分担して実施する原子力施設周辺の環境放射線量や排水などの監視・測定結果について、評価・検討を行います。	生活安全課
	○ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会が取りまとめた環境放射線監視季報については、図書館に配備します。	生活安全課

■市民が取り組むこと

- 放射性物質及び汚染物質に関する情報の把握に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 放射性物質及び汚染物質に関する情報の把握に努めます。

アプローチ5 『 パートナーシップ 』 環境保全活動に参加できるまち

アプローチ5については、市だけでなく、市民や事業者などを含めたすべての主体が当事者意識を持って、気候変動や廃棄物問題、身近な自然の減少などの環境問題に対して一体となって取り組んでいきます。

SDGs 該当目標



現状と課題

現在、世界では、地球温暖化による気候変動をはじめとして、森林伐採による野生生物種の減少及び土地の砂漠化、工業排水や生活排水の不適正処理による水質汚濁、PM2.5等による大気汚染などの様々な環境問題が発生しており、それらの問題は国境を越え、被害が拡大し、国際社会全体で取り組むべき課題となっています。本市においても、先のアプローチで掲げたように様々な環境問題が発生しています。

環境問題の解決には、市はもとより、市民及び事業者など本市に関わる全ての人々が市域で起きているさまざまな環境問題を理解し、これに向き合うことで、環境に配慮した行動に取り組み、また、環境を意識したライフスタイルへ転換していくことが必要です。

そのため本市では、市民や事業者等に対し環境問題への意識の高揚を図るとともに、環境保全活動に取り組むために必要となる知識や技術を広めるため、市職員によるふれあい講座や、学校に市職員を派遣し授業を行う出前講座などの事業を行っています。

また、小中学校、団体、事業者などが環境に関する取組を発表する環境シンポジウムを開催するなど、日頃の環境保全活動の成果を、市民全体に発表する場を創出しています。

今後は、市、市民、事業者が、現在発生している環境問題やそれぞれの役割等を認識したうえで、持続可能なまちづくりに一体となって取り組んで行く必要があります。

5.1 環境情報の収集・提供体制の整備

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境情報収集 提供体制の整備	○ 国・県・市町村・事業者・各種団体との情報のネットワーク化を図り、各種環境情報について収集し、市公式ホームページを活用し、情報提供に努めます。	環境保全課
	○ 環境報告書・広報等による環境情報の公表のほか、市公式ホームページを活用し、最新の環境情報の提供に努めます。	環境保全課
環境情報発信 イベント等の 開催・支援	○ ひたちなか市の環境を良くする会と共催で、環境講座、環境シンポジウム等のイベントを開催し環境情報の発信を行います。	環境保全課
	○ 市民や民間団体が主催する情報発信イベントに協力・支援します。	環境保全課
	○ 学校や地域などにおける環境保全活動を積極的に推進するとともに、成果を発表し共有するための機会の充実に努めます。	幼児保育課 環境保全課 教育委員会指導課

■市民が取り組むこと

- 市や民間団体が実施する環境調査等に参加・協力します。
- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする市域における環境保全の取組を行う団体に参加します。
- 自主的な環境調査等を実施し、地域環境等への知識・理解を深めるとともに、市や民間団体等に情報を提供します。
- 市民や民間団体等によるシンポジウムなど、情報発信イベントに参加し、情報の交換や各主体間の交流を深めます。
- 環境情報発信イベント等を率先的に企画・運営します。
- 民間団体等で保有する環境に関するデータを市に提供します。

■事業者が取り組むこと

- 市や民間団体が実施する環境調査等に参加・協力します。
- 事業活動に関連する環境情報の収集・蓄積に努めます。
- 事業者又は事業者団体の保有する環境関連のデータや保全技術等の情報を提供します。
- 環境保全の取組について積極的に公開します。
- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする市域における環境保全の取組を行う団体に参加・協力します。

5.2 環境情報発信イベント等の開催・支援 リーディングプロジェクト3

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境教育・環境学習の推進・支援	○ 市民、学校、地域、民間団体、事業者、市の役割を踏まえながら、各主体間の連携を図り環境教育・環境学習を推進します。	市民活動課 環境保全課 教育委員会指導課
	○ 職員によるふれあい講座や出前講座などを充実します。	環境保全課 廃棄物対策課
	○ 市コミュニティ組織連絡協議会内の環境部会、茨城県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。	市民活動課 環境保全課
	○ 環境教育・環境学習を行うための教材、機会などの充実に努めます。	生涯学習課 環境保全課 教育委員会指導課
	○ 地域の自然観察、農業の体験、ごみ処理施設や下水処理施設の見学会など体験型学習を行うための機会の充実に努めます。	農政課 環境保全課 廃棄物対策課 下水道課 公園緑地課 教育委員会指導課
	○ 国営ひたち海浜公園における自然環境を生かした体験学習プログラムの充実を促進します。	環境保全課
	○ こどもエコクラブの活動を支援します。	環境保全課
環境教育を推進する人材の育成	○ 講師やリーダー等の人材を育成するため、県で開催する 워크カレッジ等の各種講習・研修への斡旋を図ります。	環境保全課

■市民が取り組むこと

- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする市域の環境保全活動を行う団体が主催する環境教育・環境学習等の機会に積極的に参加します。
- 日常から自主的な環境学習に努めるとともに、家族やサークル等による環境教育・環境学習を行います。
- 環境保全の取組を行う団体等の活動に積極的に参加し、地域的な環境教育・環境学習に協力します
- 市と連携し、環境教育・環境学習の企画・運営に参加します。

■事業者が取り組むこと

- 環境関連の知識・技術を高める研修、講習等を自主的に実施するほか、従業員への環境教育・環境学習を充実します。
- 行政や環境保全の取組を行う団体等が主催する研修、講習等に積極的に参加します。
- 工場見学や農業体験など、事業活動を生かした学習機会を提供します。
- 各種講習や教育・学習機会に講師や技術者等を派遣します。

5.3 パートナーシップによる環境保全活動の推進

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境保全活動をパートナーシップにより推進	○ ひたちなか市の環境を良くする会などへの参加を募り、各主体間の連携により情報共有を促進するとともに、市民が行う環境活動の活性化を図ります。	環境保全課
	○ 市コミュニティ組織連絡協議会内の環境部会、茨城県地球温暖化防止活動推進員と連携し、環境に関するイベントの協働開催や環境問題関連の情報共有を行います。	環境保全課
	○ 地域での環境保全活動を育成するための協働事業や、イベント等の企画や活動を支援します。	市民活動課 環境保全課
	○ 商工会議所、農業協同組合や漁業協同組合等の業界団体と連携し、事業者の環境保全活動を支援します。	農政課 商工振興課 水産課
広域連携による取組の推進	○ 環境啓発活動について、那珂川水系水質保全協議会、大洗県立自然公園保護管理協議会や茨城県央地域定住自立圏などと連携し、効率的かつ効果的な実施に努めます。	企画調整課 環境保全課
	○ 周辺市町村及び県と連携し、ノーマイカーウィーク、エコライフチャレンジの普及啓発に努めます。	環境保全課 企画調整課

■市民が取り組むこと

- コミュニティ活動に積極的に参加し、地域の環境保全活動の企画・運営に取り組みます。
- 市や民間団体等が行う環境保全活動に積極的に参加・協力します。

■事業者が取り組むこと

- 環境保全に向けたネットワークづくりに参加・協力します。
- 事業者相互の連携や情報交流を促進し、協働による環境保全活動に取り組みます。
- 市や環境保全に取り組む民間団体等と連携し、地域的な環境保全活動への参加や支援等を図ります。

第5章 リーディングプロジェクト

～ 持続可能なまちづくりのための重点施策 ～

1 持続可能な社会づくり（気候変動対策の推進）

※ 本章は地球温暖化対策推進に関する法律第19条第2項の「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法第12条の「地域気候変動適応計画」として位置づけます。

(1) 背景

① 世界における気候変動の位置づけ

現在、気候変動に対する危機感が世界中に広がっています。2015年の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標として持続可能な開発目標（SDGs）が全会一致で採択されました。この中には目標13（気候変動）のほか、目標7（エネルギー）や目標12（持続可能な生産・消費）など気候変動に関連のある目標が設定されています。

IPCCの第5次評価報告では、世界の平均気温が1880年から2012年の間に約0.9℃上昇しており、さらに20世紀半ば以降の地球温暖化の主な要因が人間活動により排出される温室効果ガスである可能性が極めて高いとされています。IPCCはまた、温室効果ガスが世界にどのような影響を及ぼすかを様々なケースで想定しています。そのうち現在と同様の量の温室効果ガスを排出し続ける最悪のケース（RCP8.5）では、21世紀末に世界で、平均気温が2.6℃～4.8℃上昇する、潜在的な最大漁獲量が20～25%減少する、沿岸湿地の20～90%が消失するなどと予測しており、気候変動がもたらすリスクが深刻化すると考えられます。

そのため、日本を含む世界177カ国・地域が締結したパリ協定は、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えることを世界共通の長期目標として掲げ、さらに1.5℃に抑える努力を継続することとしています。

気候変動は、国際社会全体で取り組まなければならない大きな課題です。

② 気候変動が及ぼす日本への影響

日本では2019年の台風第15号で、千葉県を中心に暴風被害が発生しました。

同年の台風第19号では、静岡県・新潟県・関東甲信地方・東北地方の1都12県に大雨特別警報が発表され、総降水量が17地点で500ミリを超えるなど、記録的な大雨により74河川で142か所の堤防が決壊しました。さらに2020年の令和2年7月豪雨では、熊本県・鹿児島県・福岡県・佐賀県・長崎県・岐阜県・長野県の7県に大雨特別警報が発表され、長野県や高知県で総降水量が2,000ミリを超えるなど多くの地点で観測史上1位を記録し、球磨川などが広範囲に氾濫しました。いずれも人的・物的被害が甚大なものとなっており、近年、気候変動が原因と考えられるこのような大規模な風水害が頻発しています。

③ 気候変動が及ぼす市への影響

気候変動は、本市へも影響を及ぼしていると考えられます。

まず気温については、水戸地方気象台の気象観測記録によると、隣接の水戸市の年平均気温が明らかな上昇傾向にあり、その上昇幅は100年当たりで約1.4℃となっています。

(図1参照)

分野ごとの影響としては、自然災害分野では、水戸地方気象台の災害の記録によると、本市での風水害の1年当たりの発生件数は、1977年から2010年までの34年間で平均で0.4回でしたが、2012年から2019年までの8年間においては同2回と、以前に比べて5倍に増加しています(図2参照)。2019年の台風第19号では、河川の越水等により床下浸水219件などの被害が発生しています。

健康分野では、市内で6月1日から10月31日までの間に熱中症により緊急搬送された患者数が、2015年の60名に対し2018年は96名と、3年間で1.6倍に増加しています。

農業分野では、現在本市において、明らかな影響は見られていませんが、茨城大学・茨城県気候変動適応センターの共編報告によると、県内では、高温が記録された2010年にコメの一等米比率の低下が認められたとされています。

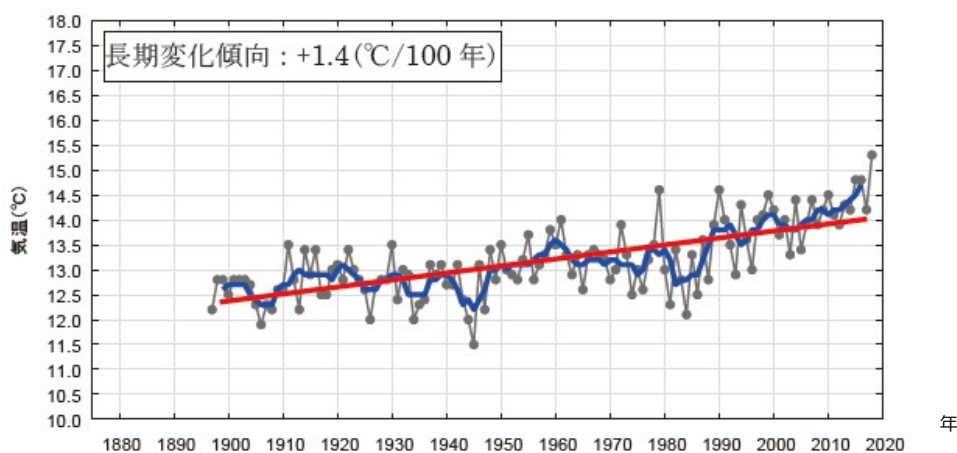


図1 水戸市の年平均気温の経年変化 (1897年から2018年まで)

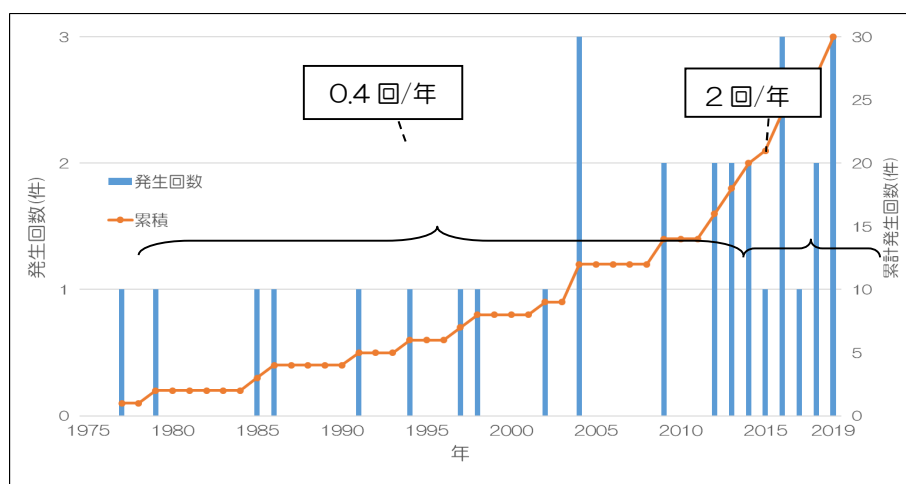


図2 本市で発生した災害(風水害)件数 (1977年から2019年まで)

さらに、気候変動適応情報プラットフォームが公開している今世紀末（2076～2095年）の予測によると、気候変動に対して現在以上の対処を行わなかった場合（RCP8.5）は、本市は現在と比べて年平均気温が約4.0℃から4.5℃上昇し、また水戸市では、1年のうち日降水量が100mm以上となる日数が、2015年から2020年までの平均0.5日の2倍から3倍へ増えるとされています。

このように本市においても、気候変動による自然災害分野、健康分野、農業分野への大きな影響が懸念されます。

(2) 緩和策・適応策について

気候変動による影響が身近にまで迫ってきている今日、気候変動に対処し、市民の生命・財産を将来にわたって守り、持続可能な社会づくりを推進するためには、**緩和策**（温室効果ガスの排出削減等）に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在生じている、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る**適応策**（災害予防等）に、多様な関係者が連携・協働し、一丸となって取り組むことが重要です。

国は、地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）のなかで、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することを目標としています。さらに2020年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを表明しました。

また、気候変動適応計画（2018年11月閣議決定）では、気候変動影響評価報告書のなかで示された7つの分野「農業、森林・林業、水産業分野」、「水環境・水資源分野」、「自然生態系分野」、「自然災害・沿岸域分野」、「健康分野」、「産業・経済活動分野」、「国民生活・都市生活分野」における基本的な施策を示しています。



参照：令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

市ではこれまで、緩和策として、地域に率先して温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

市第2次環境基本計画（前計画）のもとでは、2018年に市第3次エコオフィス計画を策定し、その目標として、2030年度までに、市庁舎・公共施設等からの温室効果ガスの排出を2013年比で約40%削減することとしています。

今後は、市全体の温室効果ガスの排出削減に取り組むため、本計画では、新たに、市域から排出される温室効果ガスの削減を目標に掲げ、2030年度までに2013年度比で26%削減することとします。

また、本計画の長期的な目標として、2050年までに市域からの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指します。この目標の実現は、市、市民、事業者の全てが意識を共有し、ともに取り組んでいくことが必要です。そのため市は、率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、市民・事業者への必要な支援や情報提供等に努めながら、持続可能な資源循環型の地域社会づくりを目指し、積極的にこれを推進します。

また適応策として、国の気候変動適応計画及び茨城県の地球温暖化対策実行計画に掲げられている7つの分野のなかでも、本市で特に影響が懸念される3つの分野「農業分野」、「自然災害分野」、「健康分野」を本計画に位置付け、市全体で取り組みます。

① 実施内容

- 市民、事業者に対し、気候変動について学ぶ機会を提供し、気候変動に対する関心や意識の高揚を図ることにより、自発的な環境活動を促進します。【緩和策・適応策】
- 市民、事業者の自発的な環境活動の発表の機会や交流・連携の場を提供することにより、気候変動に対する関心や意識の更なる高揚を図ります。【緩和策・適応策】
- 市域における温室効果ガスの排出削減に向け、必要な施策を具体化し実行します。【緩和策】
- 市第3次エコオフィス計画を推進し、市が管理する施設での事務・事業から排出される温室効果ガスを削減するとともに、市民や事業者の模範となるよう、市職員のさらなる意識の向上を図ります。【緩和策】
- 再生可能エネルギーの普及啓発に取り組み、市域での利用を推進します。【緩和策】
- 再生可能エネルギーの利用のみならず災害時の非常用電源としても有用な住宅用蓄電池の設置促進に努めます。【緩和策・適応策】
- 市民、事業者や関係団体などと連携し、ほしいもの加工残さのたい肥化など、バイオマス資源の利活用を推進します。【緩和策】
- 地域に残る良好な緑地を保全するとともに、公共施設等の緑化や工場・事業所等の緑地確保基準の順守などを推進し、市域全体で温室効果ガス削減に寄与する緑地の確保を図ります。【緩和策】
- 防災訓練の実施やハザードマップ、災害対応マニュアルなどの整備により、市民や市職員が、災害が起きた際に迅速かつ確に行動できるようにします。【適応策】
- 豪雨等による住宅への水浸被害や道路冠水などの水害を未然に防ぐため、氾濫のおそれのある河川の河道や遊水地、貯水浸透施設などを整備します。【適応策】
- 気候に左右されず、安定して水稻やほしいもの製造ができるよう支援します。【適応策】
- 熱中症や感染症など、今後発生すると予測されている健康被害に対し、市民、事業者が適正な行動がとれるように注意喚起や情報提供を行います。【適応策】

② 計画目標

目標	現況値（2013年度）	目標値（2030年度）	長期目標値（2050年）
ひたちなか市域における温室効果ガスの排出量の削減	排出量 3,157千t - CO ₂	排出量 2,336千t - CO ₂ (26%削減)	排出量 0* t - CO ₂

※ 実質排出量ゼロを目指します。実質排出量ゼロとは、CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することを示します。

参考：国の2030年度26%削減目標における分野別削減率

部門	業務その他部門 (オフィス・店舗など)	家庭部門	運輸部門
削減率 (2013年度比)	約39%削減	約40%削減	約28%削減

2 持続可能な社会づくり（河川環境対策の推進）

（1） 背景・目的

本市では、「ひたちなか市水環境再生計画」に基づき、家庭や事業所からの排水による水質汚濁の防止を図るため、公共下水道・農業集落排水処理施設の整備及び合併処理浄化槽の設置等、汚水処理施設の普及に取り組むとともに、事業所に対し水質汚濁防止法等の公害関係法令による規制を行いました。その結果、現在市内の殆どの河川がBODの環境基準を達成することができました。しかし、市第2次環境基本計画（前計画）においてリーディングプロジェクトに掲げた「早戸川水質改善推進事業」では、目標値としていた環境基準値 BOD5.0mg/ℓ を達成することが出来ませんでした。

引き続き「ひたちなか市地域におけるきれいな水環境推進計画」に基づき、水質汚濁のない河川環境の整備に取り組んでいきます。

さらに、市民や事業者が水質改善のために日常生活や事業活動の中で、できることを考える機会を創出するとともに、早急に早戸川の汚濁原因の究明を行っていきます。

（2） 実施内容

○ 早戸川水質汚濁の原因究明

河川の環境基準(BOD)を達成していない早戸川の水質汚濁の原因を早急に究明し、対策を講じます。

○ 環境負荷軽減活動の推進

「ひたちなか市地域におけるきれいな水環境推進計画」に基づき、汲み取り便槽や単独処理浄化槽など環境負荷の高い排水設備から、公共下水道・農業集落排水処理施設への接続又は合併処理浄化槽への転換を促進し、市域における汚水処理人口普及率を向上させ、河川環境の保全に努めます。

○ 環境学習の推進

日常生活や事業活動による河川への影響を市民や事業者理解してもらうとともに、河川環境の保全のために、日常生活や事業活動でできることを考える機会を提供します。

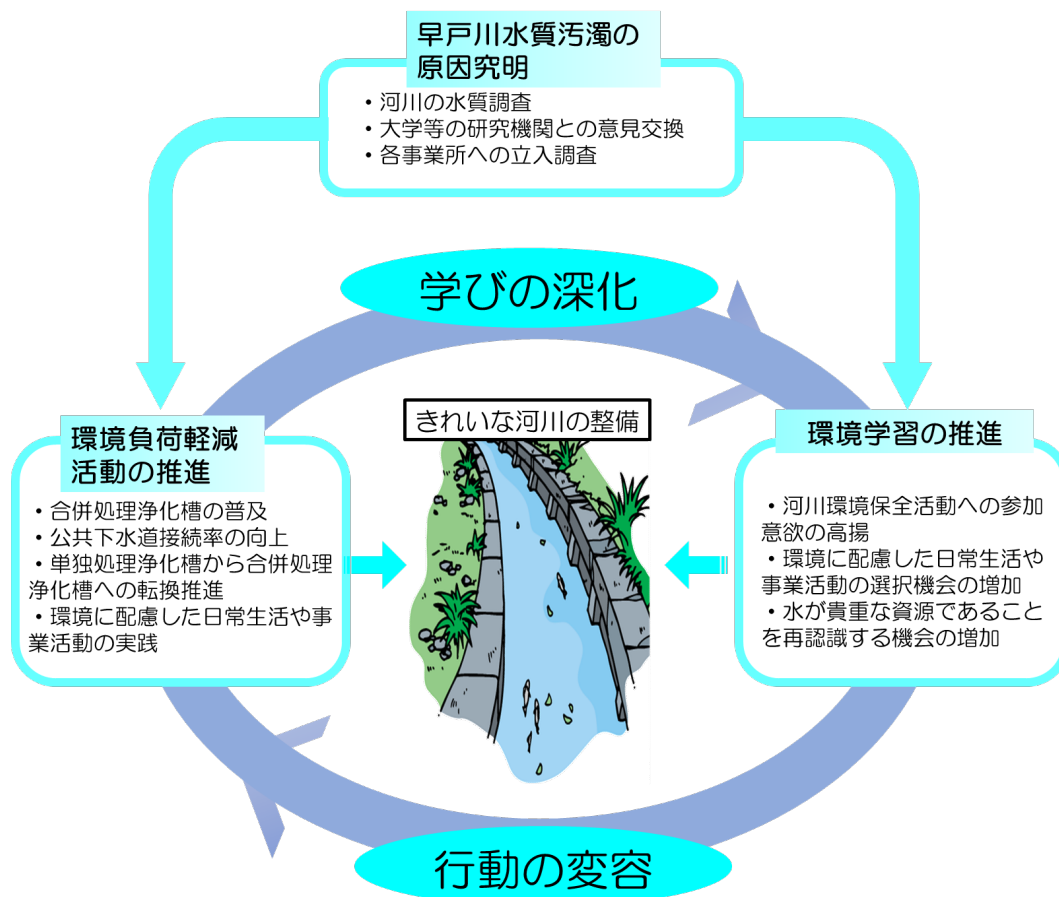
（3） 計画目標

目標	現況値（2019年度）	目標値（2030年度）
市域河川の環境基準（BOD）達成率（4河川6地点）	83%（5地点達成）	100%
汚水処理人口普及率の向上	89.6%	93.7%（2024年度）

汚水処理人口普及率の向上については、「ひたちなか市地域におけるきれいな水環境推進計画」に基づく目標値のため、当該計画に合わせた目標年度とします。なお、「第3次総合計画後期計画」では、当該普及率を2025年度までに「94.2%」とすることを目標としています。

(4) 展望

市民・事業者へ河川環境の保全に対する意識の高揚を図り、市民・事業者・市が協働して、市域における河川環境を保全します。



3 持続可能な社会づくり（環境を意識したライフスタイルの推進）

（1） 背景・目的

今日、新型コロナウイルス感染症の流行により、在宅でできるリモートワークやオンライン会議、ネットショッピングなどに象徴される新しいライフスタイルが求められ、かつ、広まりつつあります。新しいライフスタイルでは、家庭で過ごす時間が増え、暖房・給湯・照明などの使用が増えることで、家庭からの温室効果ガスの排出量が増えていきます。そのため、一人ひとりが環境に対する意識をさらに向上させ、環境に配慮した行動をとることが求められています。

市ではこれまで、市民や事業者等への環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、環境活動に取り組むために必要となる知識や技術の普及・向上の機会を創出してきました。特に、小中学生をはじめとする子どもたちに対しては、環境への意識や基礎的な習慣が身につく重要な時期であるため、生涯を通じて環境保全活動に取り組むことができるよう、教科書や資料による学習だけではなく、市域の豊かな自然環境を教材とした体験型の環境学習を推進しています。

本計画においては、出前講座や、日頃の環境活動を発表する場の提供など、引き続き、環境学習推進事業に取り組みます。また、多くの市民に環境に関わる活動に参加してもらうことで、「学習機会の創出→実践→結果の発表→新たな学習機会の創出」のような循環（サイクル）を形成し、環境を意識したライフスタイルへの転換を推進します。

（2） 実施内容

○ 環境学習の推進

- ・出前講座などを実施し、市民に対し環境に関する知識や、保護・保全の取り組み方を周知し、自発的な環境活動を促進します。
- ・市域の豊かな自然環境を教材とした体験型環境学習を推進します。
- ・出前講座などに体験型のプログラムを導入し、新たな体験型環境学習の機会を創出します。

○ 環境活動の情報提供の充実

- ・市ホームページ等で、環境活動団体等を周知し、参加を促進します。
- ・ひたちなか市の環境を良くする会、ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会環境部会、茨城県地球温暖化防止活動推進員などと連携し、環境に関するイベントの協働開催や環境関連の情報共有に努めます。

○ 環境活動発表の機会の提供

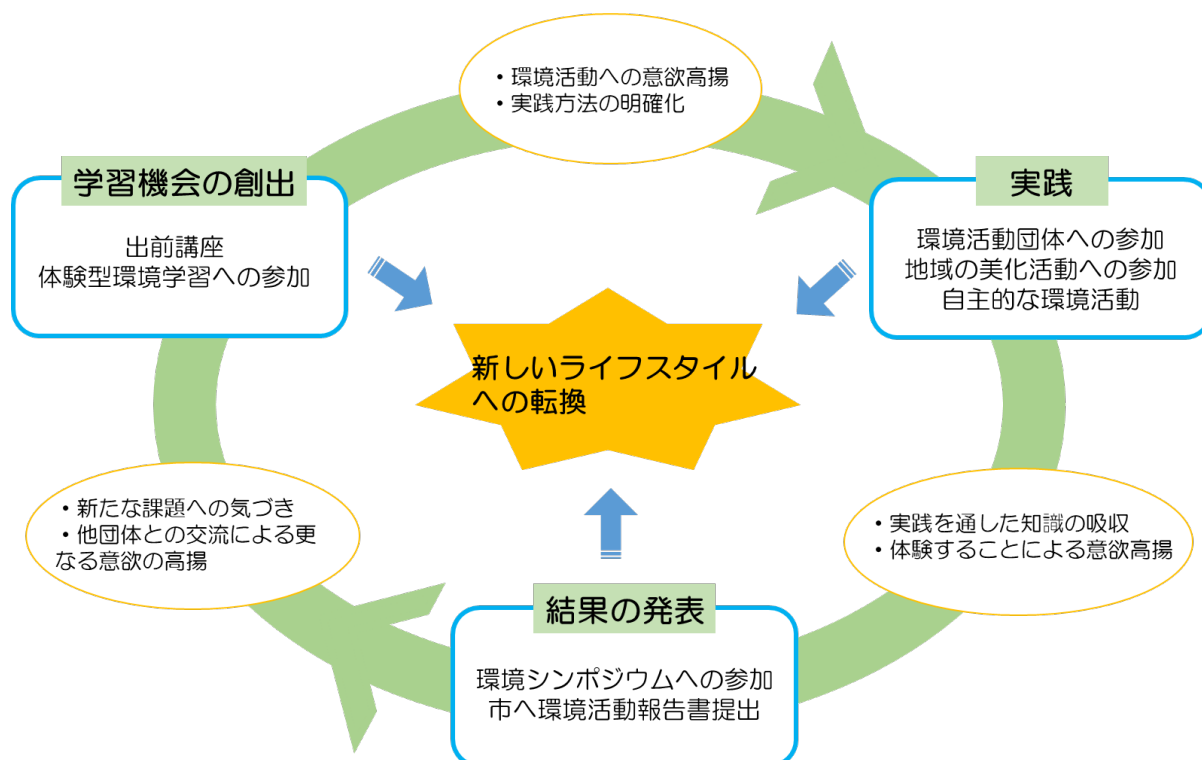
- ・小中学生、市民、事業者が環境活動を発表する場として環境シンポジウムを開催します。
- ・小中学校、事業所が行う環境活動を市ホームページで紹介します。

(3) 計画目標

目標	現況値（2019年度）	目標値（2030年度）
出前講座実施数	3箇所	8箇所

(4) 展望

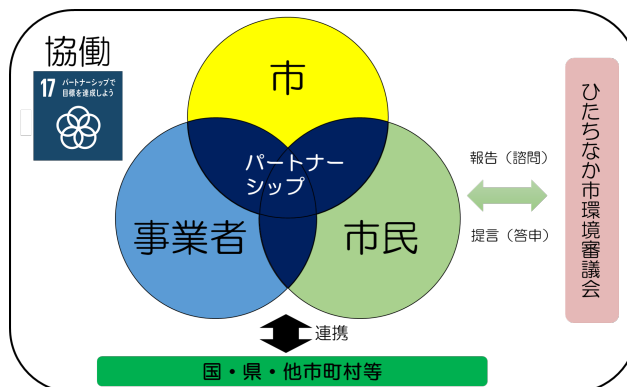
「学習機会の創出→実践→結果の発表→新たな学習機会の創出」のような循環(サイクル)を形成し、環境を意識したライフスタイルへの転換を推進します。



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、右図に示すような体制を形成し、市民、事業者及び市がそれぞれの役割や目標等を認識したうえで、主体的に本計画に取り組むことを目指します。また、その先頭に市が立ち、市民及び事業者と協働することにより、より効率的な計画の推進を図っていきます。



○ 市民の役割

市民（各コミュニティ組織の環境部会、ひたちなか市の環境を良くする会など市域における環境保全の取組を行う団体、滞在者等を含む。）は、日常生活での資源やエネルギーの消費の抑制、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めるとともに、市などが実施する環境施策に積極的に協力することが望まれます。

○ 事業者の役割

事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、各種法令等を遵守し、市などの環境施策に積極的に協力することが望まれます。

○ 市の役割

市は、本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施します。また、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、市民及び事業者の環境保全活動に対して支援していきます。

さらに、市は、国、県、他の地方公共団体、市民や事業者などと連携しながら、本計画に基づく環境の保全と創造のための施策を推進します。

○ ひたちなか市環境審議会

市民や事業者等の代表、学識経験者で構成するひたちなか市環境審議会において、本計画の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じて課題や取組方針等についての提言を行います。

○ 周辺自治体等との連携

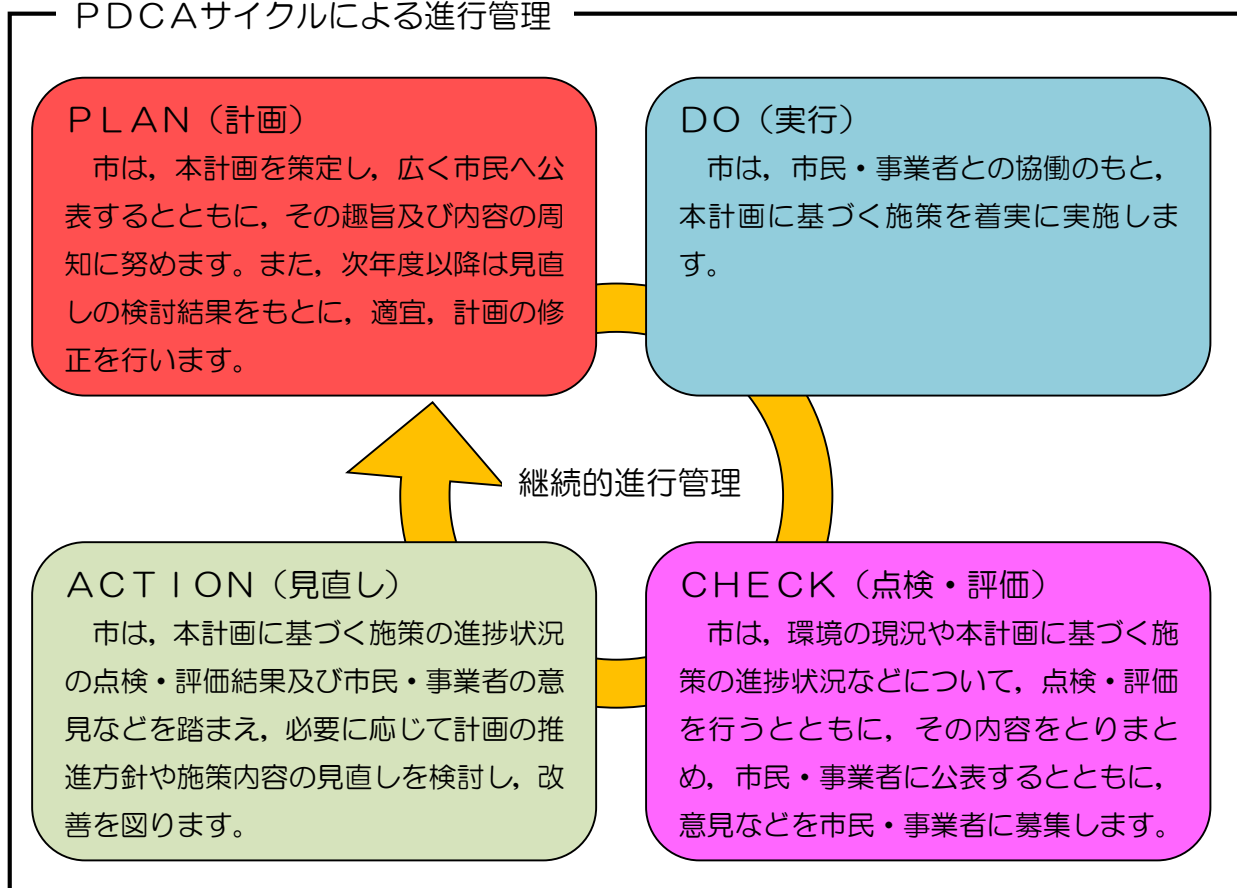
河川や海域の水質保全や廃棄物対策、地球環境問題など複雑・多様化する現在の環境問題に対して、広域的な視点に立ち、周辺自治体や県、国との連携と協力のもとに、効果的な施策を展開します。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA「計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し（ACTION）」を繰り返すことによって進行管理を行います。

なお、本計画の進捗状況や検証は、常に市民などに公開するとともに、ひたちなか市環境審議会に意見聴取を行います。

PDCAサイクルによる進行管理



3 環境に関する調査・研究

今日の複雑・多様化する環境問題に適切に対応していくためには、基礎となる科学的知見の集積が重要です。そのため、専門機関、研究機関等との連携を含め、環境に関する調査・研究等の充実を図っていくとともに、市民参加による調査の実施や市民、民間団体、事業者などが保有するデータや活動等を生かしていくシステムの推進に努めていきます。

4 財政的措置

本計画の目指す環境像の実現に向け、施策を安定的かつ継続的に進めていくため、財政的措置を行います。また、良好な環境づくりを進めるための適切な費用負担や必要な財源の確保などについて、必要に応じて検討を進めます。

5 各種計画との連携

本計画は、本市の環境の保全等に関する分野別計画です。本計画と本市の総合計画^{*}及び他の分野別計画との間では、環境の保全等に関する部分についての整合が図られている必要があります。そのため、他の分野別計画にあっては、本計画の基本的な方針に沿って策定・推進します。また、必要に応じて本計画の見直しを図ります。